

決算特別委員会会議録（３）			
日 時	令和５年１０月 ４日（水）	開 議	午後 １時００分
		散 会	午後 ５時１５分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	松岩委員長、前田副委員長、新井田・白川・松井・中鉢・面野・ 高橋・小池各委員		
説 明 員	総務・財政・産業港湾・港湾担当・教育各部長、消防長、 監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、新井田委員、中鉢委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高野委員が松井委員に、橋本委員が新井田委員に、横尾委員が白川委員に、中村吉宏委員が中鉢委員に、下兼委員が高橋委員に、中村岩雄委員が小池委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、みらい、立憲・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○新井田委員

◎移住について

移住についてお伺いいたします。

人口減少対策の一環として大事な取組であります。令和4年度決算説明書で、移住推進関係経費で1,059万9,511円とありますが、内訳と予算現額、そして各項目の内容を大まかにでもよいのでお聞かせください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

移住推進関係経費の内訳と各事業の概要につきましては4事業ございます。

まず、移住促進事業経費として、居住地としての小樽の情報発信、潜在的な移住者の掘り起こし、個々の相談に対応する経費として、予算額72万7,000円に対し、決算額29万9,511円の決算となっております。

次に、ウィズコロナ移住促進事業費として、移住希望者向けのオンライン移住体験ツアーの実施、テレワークモニターツアーの実施、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターの設置、小樽市へ移住された方々同士の交流の場として、移住者ミーティングの開催経費として、予算額、決算額同額で780万円となっております。

次に、移住支援事業費として、東京圏から小樽市に移住し、支援金対象法人に就職、テレワークによる移住、市内で起業された場合に支援金を支給する制度で、予算額300万円に対し、決算額160万円となっております。

次に、移住・定住促進住宅取得費等補助金について、三世代同居・近居のため移住する方に対し、5年以上居住することを条件に中古住宅の取得及びリフォーム等に要する経費を補助するもので、予算額300万円に対し、決算額90万円となっております。

○新井田委員

では、移住促進事業について、居住地としての小樽の情報発信とありますが、どんな情報発信のPRを行いましたか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

令和4年度の移住推進事業につきましては、東京圏で開催されています北海道移住交流促進協議会が主催する北海道移住フェアとさっぽろ連携中枢都市圏が主催する北海道さっぽろ圏移住フェアに参加しております。

○新井田委員

移住フェアの参加からのPRということでお伺いいたしました。

本市に寄せられる移住に関する令和4年度の相談件数と移住した人数をお示してください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

令和4年度の移住相談件数につきましては、市役所企画政策室の移住ワンストップ窓口での相談件数が102件、本

年2月に開設いたしましたおたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターでの相談件数が12件、過去に市が移住相談を受け、令和4年度中に移住された方は15件、25人となっております。

「ひと旗」サポートセンターが相談を受け、移住が決定された方は5件となっております。

○新井田委員

令和4年度に本市に移住された方の移住前の居住地をお聞かせください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

令和4年度の移住者の移住前の居住地につきましては、全部で15件となっております。15件のうち、道内が7件、道外が8件、道外のうち東京圏が7件、東京圏以外の道外が1件あるということでございます。

○新井田委員

ちなみに東京圏外の1件というのはどこか分かりますでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

福井県となっております。

○新井田委員

そのうち移住支援金を利用された方、東京圏からの移住となるかと思いますが、何件で、金額は幾らだったでしょうか、お示してください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

令和4年度の移住支援金につきましては、東京圏からの移住者のうち1件が移住支援金の対象となっております。金額は160万円を支給しております。

○新井田委員

1件で160万円ということでしたが、では、東京圏ではないところからの移住者に対しての支援というのは、本市として何かありますでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

東京圏以外からの移住者に対する支援金や補助金につきましては、本市といたしましては、市内で三世代同居・近居を条件とする移住・定住促進住宅取得費等補助金があります。

○新井田委員

では、移住・定住促進住宅取得費等補助金についてお伺いいたしますが、こちらの事業の実際に活用された件数、金額をお示してください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

三世代近居を目的に中古住宅を取得したものが2件、90万円となっております。

○新井田委員

では、先ほど予算現額を確認させていただいたのですけれども、単純に予算現額300万円に対して90万円でしたが、当初の予算で見込んでいた件数というのはあったのでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

予算計上時に見込んでいた考え方なのですが、中古住宅を取得し、リフォームした場合の上限額というのが100万円ということになっております。この100万円の申請が3件あるという見込みで、300万円予算計上しておりました。

○新井田委員

こちらの事業について、周知とかお知らせなどはどのように行われておりますか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

移住情報サイト、インターネットのホームページになるのですが、笑になるおたるでの情報発信、市のホームページでの情報発信、チラシの作成のほか、市の移住パンフレットにもこの仕組みについては載っております。

さらに、移住相談があった際につきましては、制度の紹介をしております。

○新井田委員

いろいろと漏れなく周知をされているということが分かりました。

令和4年度の相談件数が102件となっており、過去件数を見ても徐々に多くなってきていると思いますが、どういった御相談内容がありますでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

移住相談内容として一番多いものにつきましては、補助金や支援制度に関する問合せで42件。次に、市内での生活全般が21件、仕事探しが16件、住まい探しが10件という順になっております。

○新井田委員

やはり一番は補助金の関係が多いということが分かりました。

移住された方の年齢層や家族構成、分かれば、移住目的をお示してください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

まず世帯構成についてお答えさせていただきたいと思います。令和4年度は単身世帯が10世帯、夫婦のみの世帯が1世帯、親子での世帯が4世帯となっております。

次に、年代別の構成につきましては、20歳代が1件、30歳代が5件、40歳代が4件、50歳代が2件、60歳代が3件となっております。

本市への移住目的については把握しておりません。

○新井田委員

40歳代までの方が大半を占めるということが分かりました。

では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴っての影響も考えられるかと思いますが、コロナ禍前、コロナ禍中、現在と経過いたしました。平成30年度から令和4年度の5年度分の相談件数の推移をお示してください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

平成30年度が88件、令和元年度が114件、2年度が47件、3年度が68件、4年度が102件の相談となっております。

○新井田委員

コロナ禍前に徐々に戻ってきたということが分かりました。

では、コロナ禍前後で相談内容の変化というのは何かありますでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

コロナ禍前後の相談内容の変化につきましては、コロナ禍後の相談では、支援金や補助金に関する相談が増えていること、テレワーク移住に関する問合せがあることなどが特徴として挙げられると思います。

○新井田委員

では、本市を売り込む場としてお聞きいたします。

事務執行状況説明書によりますと、年2回の首都圏での移住フェアというのに出展しておられますが、これらはこういったものでしょうか。

また、参加に際しての費用等はいかかるのでしょうか、大体の費用が分かればお示してください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

移住フェアの内容につきましては、東京圏での移住希望者に対し、各市町村がブースを設け、移住相談に応じるというイベントであります。

参加費用につきましては、北海道移住交流促進協議会が主催する北海道移住フェアでは、出展料と職員旅費で21万7,000円、さっぽろ連携中枢都市圏が主催するさっぽろ圏移住フェアにつきましては、現地での参加を新型コロナウイルス感染症の感染状況を見て見送りまして、オンラインでの参加といたしましたので、令和4年度についての

費用は発生しておりません。

○新井田委員

ブースを設けて相談に応じているという形であります。

年2回の参加というのは固定でしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

年2回の参加といいますか、固定で年2回出るとかというふうには決めてはございません。北海道移住交流促進協議会、さっぽろ連携中枢都市圏が参加している主催団体です。このほかにも移住・交流推進機構などが主催する移住のイベントというのがあります。こういった移住のイベントの中から相談者の移住に関する関心度や本気度、費用対効果を検討し、年2回イベントに参加することとしております。

○新井田委員

いろいろな参加の場所がある中で、精査して選んでいらっしゃるということが分かりました。

令和4年度は東京出展とオンラインで各1回参加されているとお聞きしましたが、本市にはどのような相談がありましたでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

移住フェアでの移住相談の内容といたしましては、一番多いものは仕事探し、次には市内での生活全般、そして住まい探しという相談が多い傾向となっております。

○新井田委員

やはり移住先の仕事というのに重きを置いていることが分かりました。

この移住フェアで御相談いただいた方や興味を持たれた方などへのその後のアプローチというのは、本市からされておりますでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

移住の相談を受けた後にアンケートの回答をお願いしております。その際に、今後の情報提供を希望される方に対しましては、メールや郵便での移住関連イベントの開催案内をしているほか、移住情報サイト、インターネットでSNSとも連携しておりますので、こういったものを見てくださいというふうに案内をさせていただいております。

○新井田委員

やはりその後のアプローチは大事かと思います。しっかりと行っていただきたいと思います。

続いて、テレワークモニターについてお聞きいたしますが、こちらの事業内容に関して御説明願います。

○(総務)企画政策室松尾主幹

テレワークモニターの事業内容につきましては、令和4年度につきましては、1泊上限5,000円、対象施設で4泊以上8泊以下の連泊1回分を補助するものでございます。

○新井田委員

それでは、今までの開催実績、また参加人数、参加者の業種、どの都市から来てテレワークをしているのか、分かる範囲で構いませんので、お示ください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

テレワークモニターの参加者につきましては、令和3年度が19組30名、このうち道外が15組25名、道内が4組5名となっております。令和4年度は4組9名、道外が3件、道内が1件という形になっております。

業種については、事務職から自営業、様々ありますので、なかなか件数としては整理しておりません。

実績が減少した理由につきましては、ちょうど令和4年度に全国旅行割のクーポンが発行されたという事情もありまして、低調な人数になったのではないかとというふうに推測しております。

○新井田委員

この2回の実施ということですが、令和4年度では、前年度の実績を踏まえて何か変更した点、改善した点等がありますでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

令和3年度のテレワークモニターツアーでは、マンションタイプで30泊という仕組みのテレワークモニターのツアーの募集もいたしました。それにつきましては令和4年度は利用がなかったことから取りやめております。

また、ホテルでのテレワークについても10泊までとしていたものを、広く利用していただきたいと思いついて、4泊以上8泊以下、連泊1回分ということに範囲、宿泊の回数を決めさせていただいたところであります。

○新井田委員

ちなみにマンションタイプというのは、利用された方自体がいなかったということでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

令和3年度に利用の実績はございませんでした。

○新井田委員

それでは、テレワークモニターの終了時にアンケートに御協力いただいているかと思えますけれども、どういったアンケートを実施し、どういった御意見が寄せられておりますでしょうか、お示ください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

アンケートの主な内容につきましては、今回、小樽市が実施しているテレワークモニターに参加した理由、テレワークを行った時間帯、なぜこのテレワークの施設を選んだかなどという理由のほか、宿泊費の補助がない場合でも小樽市でテレワークをしたいと思うかですとか、小樽市に移住するとした場合、実現の可能性はありますかなどのアンケート調査をしております。

ただ、今回、4件という件数でございますので、いただいた貴重な意見は参考にするのですが、アンケート調査としての回答の傾向として、これが全体というふうに言えるとは統計上、思えませんので、いろいろいただいた意見としては、もう少し空港から近いほうがいいですとか、ホテルの料金が安いほうがいいですとか、そういった意見はありますが、今回のテレワークモニターについては、統計上、何か参考になる数値というものは取れなかったのかというように認識しております。

○新井田委員

参加された方が少なかったからこそ貴重な御意見をいただいたということが分かりました。

次に、移住者ミーティングについて伺いますが、移住者ミーティングではどのような声があったのでしょうか、お聞かせください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

移住者ミーティングについては、今回9名の参加が一応ございました。その場のミーティングの話なのですが、移住してきて心細い、こういったコミュニティで集まる場があって、いろいろ小樽市に移住するときに大変だった点、小樽市に来てよかったと思う点など意見交換していただきました。

その結果については、一部移住の先輩の経験談ということで、ホームページにも載せさせていただいております。そういったことから、一番多かったのは、移住してきて本当になかなかコミュニティがなかったので、こういった集まる機会があってよかったというのが、今回のミーティングをやって一番大きかったことかというふうには認識しております。

○新井田委員

やはり移住というのがいかに重大な決断というのが分かるかと思えます。移住した先のつながりというのが大事ということが分かったかと思えます。

実際に移住された方がどういう反応を示したり、移住してどう感じているのかなど、移住後のアフターフォローの仕組みは必要だと考えます。

移住者ミーティングのほかに取組というものはありますでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

先ほども募集する際、移住の相談窓口としておたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターを設けましたというお話をさせていただきました。ここのサポートセンターでは、移住の際の相談のみではなくて、移住後のフォローも、特に起業された方については伴走型の支援もしていきたい、相談にも乗っていききたいというコンセプトで動いておりますので、そういった機能の強化も検討してまいりたいというか、実施しているので、充実していきたいというふうに考えております。

○新井田委員

サポートセンターでのフォローもしているということが分かりました。

迫市長が掲げる選ばれるまちの大事な一つの事業であると認識しております。結果を着々と積み重ねられているかと思いますが、さらに移住者のニーズに応えられ、選ばれるための選択肢に本市が入るためには何ができるのか、限られた予算で、いかに小樽というまちの情報を、小樽というまちの名前を知っていただいて、アプローチしてもらえるような取組、また、移住後においても住み続けていただけるような仕組みを今後さらに期待を寄せるところであります。

○白川委員

◎空き店舗対策支援事業について

私からは、空き店舗対策支援事業についてお伺いいたします。

改めてこの事業について内容を御説明ください。

○(産業港湾)吉田主幹

空き店舗対策支援事業の内容でございますが、商店街や市場の活性化を図ることを目的といたしまして、既に事業を行われている方が、小樽市商店街振興組合連合会に属する商店街や小樽市場連合会に属する市場において、空き店舗を活用して中小企業者が飲食業やサービス業など、一部業種等の制限がございますけれども、原則街路に面した1階部分に店舗開設または拡張する場合に賃貸店舗の家賃や内外装工事費の一部を助成するものとなっております。

家賃補助につきましては、家賃の2分の1を補助率とし、上限は1か月5万円、6か月分を見るというようなものになっております。

また、内外装工事費の助成につきましては、対象地域は市内中心商店街というふうになりますが、対象工事費の2分の1の助成率、上限は30万円、市内建設業者による工事に限ったものとなっております。

○白川委員

令和4年度は事業拡大しているということなのですがすけれども、令和3年度からどのように事業を拡大したのか、御説明ください。

○(産業港湾)吉田主幹

令和4年度の拡大についてでございますが、コロナ禍の影響もありまして、中心商店街の空き店舗が急激に増加し、空き店舗の解消に向けた支援強化が求められましたことから、市内中心の四つの商店街について、令和3年度までの家賃助成に加えまして、内外装工事費助成を新設しましたほか、市外で既に事業を行っております既存事業者が、市内中心4商店街に支店等を開設する場合や移転する場合も助成対象とすることで、拡大したところでございます。

○白川委員

工事費の部分と市外の事業者も対象となったということです。

事務執行状況説明書を確認したのですけれども、令和4年度の助成対象者は3人ということでした。予算額としては285万円に対して69万2,000円の決算額となりました。

これについてお伺いしたいのですけれども、何人の申請があつて、結果この3人が申請を受けられたのでしょうか。例えば、100人申請があつた中で結果3人の支援になったのか、もしくは3人の申請がそのまま支援につながったのか、お示してください。

○(産業港湾)吉田主幹

令和4年度につきましては、申請件数が3名の方で、結果として3名の方に助成したところでございます。

○白川委員

少し少ないのかというイメージが残ってしまうのですけれども、これによって中心7商店街の空き店舗率というのが、令和3年度の実績値で言うと19.9%であると確認されたのですけれども、そこから見て、令和4年度では、中心の7商店街はどのように変化したのでしょうか、お示してください。

○(産業港湾)吉田主幹

令和3年度から令和4年度にかけてでございますが、様々な理由があるかとは思いますが、令和4年度末の空き店舗率といたしましては21.7%という結果が出ております。

○白川委員

3人の申請よりも空いてしまった店舗数が多くなったというところでは、結構大変な問題なのだというふうに認識いたしました。

行政評価調書を確認したのですけれども、過去の助成件数の情報を見たのですけれども、令和元年度が1件、令和2年度が2件、令和3年度が2件とありました。令和元年度、令和2年度、令和3年度の予算額と決算額をお示しいただけますか。

○(産業港湾)吉田主幹

令和元年度でございますが、予算額が45万円に対し決算額は6万円、令和2年度は予算額50万円に対し決算額50万円、令和3年度は予算額45万円に対し決算額40万円というふうになっております。

○白川委員

毎年、目標値を定めた上での予算額になっているのでしょうか。

○(産業港湾)吉田主幹

予算額でございますが、経済状況等により変化することも大きく考えられますことから、過去の助成状況等も参考にしながら予算要求しているところでございます。

○白川委員

予算額と決算額についてなのですけれども、令和2年度、令和3年度は予算額に対して決算額はほぼ合っている結果となったのですけれども、令和4年度の予算額と決算額の差について見解をお示しいただけますでしょうか。

○(産業港湾)吉田主幹

この時期コロナ禍ということも一つの理由かとは考えられるのですけれども、店舗の拡大を考えられる方が予想していたよりも少なく、特に先ほどお話ししましたとおり、令和3年度から令和4年度にかけて、内外装工事を増やしたなども考えたのですけれども、申請件数が思ったほど伸びなかったというふうに考えております。

○白川委員

助成件数の見込みを立てて結果が出て、その差に乖離があれば、次に向けてどのような部分を改善すれば、見込んでいた結果につながれると、こういったサイクルが大事だと思いますし、それがあつて、令和4年度から事業

の拡大につながったのかというふうに考えます。

その中で事業の拡大について、改善するための調査という部分については具体的にどういったものがあったのか、お知らせください。

○（産業港湾）吉田主幹

予算額を増やすに当たりましては、当時の中心商店街の空き店舗の率も急激に増えたということもありまして、商店街に意見を伺って予算額も検討したというところでございます。

○白川委員

現場の意見もきちんと聞いた上で拡大されたということで理解いたしました。

この事業で支援を受けられたのは、これまで8社ということだと思いますのですが、現在の営業状況についてお聞かせいただけますでしょうか。万が一、廃業してしまっている企業がある場合、その結果に至るまでの相談体制といった支援についてはあったのか、お聞かせください。

○（産業港湾）吉田主幹

令和元年度から助成制度を使われた企業のうち、先月の9月末現在ですが、残念ながら2店のお店が閉店していることを確認しております。

相談体制につきましては、この事業は既存事業者、既に事業を行っている方に対する助成事業ということでありますので、特別に何かするというものではございませんが、何かのことで来庁された場合には、お店の状況を聞いたり、相談を受けたりという場面もございましたし、外勤の際などにお店の様子などを伺ったりというようなことは行っておりました。

○白川委員

アフターフォローをされていたという確認を取れました。

この事業で支援を受けられたこれまでの8社は、支援を受けられた後に、この事業に対してどのように評価しているか、もし分かればお示しください。

○（産業港湾）吉田主幹

事業者の評価ということは直接、お聞きはしておりませんが、出店の際の家賃助成ですとか、令和4年度は使われていませんけれども、内外装工事費など大きな金額も発生しますので、事業者にとっては助かっていると思われるのではないかとこのように考えております。

○白川委員

推測ということでいいですね。

助成内容について、道内の他市と比較した場合に、優位性があるのか確認したいのですが、本市と同規模の人口の市では、どういう助成費用を行っているのか。そして、今実施されている空き店舗対策支援事業は、本市独自の支援内容になっているのか、お示しください。

また、本市独自の支援内容があれば、具体的にどの部分がそれに当たるのかも含めてお示しください。

○（産業港湾）吉田主幹

直接比較したということはありませんけれども、毎年、道内の担当者の会議の中で、情報交換するような場面もございまして、そういった中では、小樽市で現在やっているような空き店舗対策の事業で似たような家賃補助ですとか、内外装工事をほかの自治体でもやっているというようなお話は聞いてございます。本市独自のものと言えるものかどうかは分かりませんが、道内、他都市でも同じような助成を行っているということは押さえております。

○白川委員

市の独自のということは特にないということで認識いたしました。

先ほど伺った事業内容の、既に事業を行っている中小企業者が、小樽市商店街振興組合連合会に属する商店街及び小樽市場連合会に属する市場のように、対象の商店街や市場が決まっていると思うのですが、中小企業者側は、各商店街や市場についてのそういった情報というのは何で取得するのでしょうか、お聞かせください。

○（産業港湾）吉田主幹

情報取得の多くは、インターネットによる情報収集が多いかと思いますが、中には私どもへ電話で連絡して、何か考えているのだけれども、助成制度、補助制度はないですかというようなお問合せもごございます。そういった場合には、私どもでお答えできるものもごございますし、もっと細かな部分になりますと、出店を考えられている場所の商店街や市場へおつなぎするというようなこともございます。そういった形で情報をお伝えしているというような現状でございます。

○白川委員

依頼者の要望で現場につなぐということもあるということです、理解いたしました。

中小企業者側の視点に立ったときに、例えばですけれども、ここに店舗を構えて継続的に営業を行っていただけるのかという部分が非常に大事な部分になるのかというふうに個人的に思うのです。

例えば中小企業者側が、先ほどの御答弁にもあったように、本市に魅力を感じて、本市で事業を拡大するのだというところから始まって、中小企業者側がターゲットとしている本市の中のエリア、例えばそれが商店街とか、市場だったりとか、そういった部分のエリアでの客層や近隣の公共交通の利用状況、そういった部分の状況を押さえて、そこからどのくらいの集客を見込めるのだろうという判断になって、それがデータとなって、その根拠から開業に向けて、店舗の選定など具体的な出店計画という部分に結びつくのだと思うのです。今回の事業というのは、それとは若干違って、まず中小企業者側を商店街や市場に呼び込んで、空き店舗を解消して活性化しましょうという部分が強いのかという印象がありますので、本市側からメリットとなる情報、そういった部分を出して検討する中小企業者側に与えて、後押しする必要があるのではないのかというふうに私は考えるのです。

そこで、各商店街や市場の市場調査のような情報は、非常に大事な判断基準であるのかというふうに考えるのですけれども、それがアピールポイントにもつながるのかというふうに考えるのですけれども、本市のお考えとしては、いかがでしょうか。

○（産業港湾）吉田主幹

各地域エリアでの出店につきましては、出店者各社独自の基準によって出店するか、しないかを判断してくるものかというふうに考えております。各商店街や市場周辺の情報などをお知らせすることは、本市に出店を考えられている方が実際に呼び込むという部分では、メリットの一つになるものというふうには考えております。

○白川委員

市場の状況を伝えるという部分もその地のメリット、はたまたデメリットという部分もきちんと説明できることが、長い目で見てしっかりとした出店への判断ができるのかというふうに思うのですけれども、そういった情報を与えるほうが、より中小企業側に寄り添った姿勢が示せるのではないのかというふうに思うのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）吉田主幹

出店の決め手になるかは私どもは分かりませんが、メリット、デメリットも含めての正しい情報をお知らせするという事は、重要なものだというふうに考えております。

○白川委員

少し視点を変えたいのですが、空き店舗対策支援事業について、申請された中小企業者は何がきっかけでこの事業を知ったのでしょうか、お聞かせください。

○（産業港湾）吉田主幹

助成申請のきっかけについてでございますが、小樽市のホームページでお知らせもしておりますし、チラシやパンフレットなども作成しておりますので、御相談で来庁された方などにもお渡しして情報をお伝えしているところでございます。

○白川委員

本市側から発信したものが多くを占める形になるのかというふうに理解いたしました。

空き店舗解消のために、この事業の認知度も上げていかなければいけないのではないかとというふうに考えるのですけれども、それについてこれまでどういう対策が打たれていたか、お示してください。

○（産業港湾）吉田主幹

この制度を知ってもらうということで、先ほどのきっかけと重複する部分がございますけれども、市のホームページでのお知らせやチラシ等による周知を行っておりますし、あとは、お店を開いた方の人づてにといいますか、こんながあるというような情報が回っているということもあるのかと思っております。

○白川委員

確かに人づてとか口コミというのは非常に大事な宣伝効果につながるのかというふうにも思います。

この事業が始まって、制度を利用された方が実際にいらっしゃって、そして今も営業されている方も6件になるのですか、いらっしゃると思います。これは立派な実績だというふうに思うのです。

件数はさておいて、この成功例というのはもっと大々的にアピールされるべき点だと考えますし、また、その成功例を広く周知するために、制度を利用された企業に行って詳細な情報をまた拾ってくることで、アフターフォローにもつながるというふうに考えます。

ただ、企業名が特定されてしまうような具体例は挙げられない部分もあるのかというふうにも思いますので、例えば企業A、企業Bのような形でも、十分具体例として効果は宣伝できるのかというふうに考えるのですけれども、こういった成功例のアピールが、事業のさらなる拡大を生み出すのではないかとというふうに考えるのですけれども、これについてお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○（産業港湾）吉田主幹

成功事例等のアピールの御意見でございますが、道内でもこういった助成、補助制度をやっている自治体がございますので、他市の取組なども聞くなどして、こういった形がアピールの効果があるのか、少し研究してみたいと思っております。

○白川委員

多分、制度の助成の内容は横並びになっている部分もある中で、今回、令和4年度は支援を拡大してやっている部分があるかと思いますので、そういった意味では、他市に負けない実績が出るような取組を展開していただきたいというふうにも思いますし、また、それがきっかけで、職員の負担が増えるようなことがあってはならないと思うのですけれども、実績が見えるような部分がきちんと分かって、携わる職員の方々のモチベーションが上がるような事業の進め方ができればというふうに考えておりますので、ぜひ前向きな形で進めていけるようお願いしたいというところで、私からの質問は終わらせていただきます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

みらいに移します。

○前田委員

◎市税収入の内訳について

初めに、市税収入に関連してお伺いします。昨日もそうですが、既に各委員が質問されておられます、重複するかと存じますが質問させていただきます。

初めに、税区分ごとに直近5年間の収納率と滞納額について、あわせて、同じく税区分全体では、毎年、何%の収納率になっていますか、傾向も含めお聞かせください。

○（財政）納税課長

市税収入内訳表に載っている区分について説明したいと思います。

まず直近5年間の収入未済額と収納率ということで、平成30年度、市民税が、収入率が98.3%で収入未済額が9,014万8,818円。固定資産税が、収入率58%で収入未済額が40億2,512万1,535円。軽自動車税が、収入率97.7%で392万5,919円。たばこ税につきましては、収入率100%なので収入未済額はありません。特別土地保有税は、収入率54.1%で収入未済額4,871万9,297円。続きまして、入湯税も収入率は100%で収入未済額はございません。都市計画税につきましては、収入率が54.7%で収入未済額が8億6,312万6,717円となっております。

続きまして、令和元年度の決算説明書より説明いたします。市民税が、収入率98.4%で収入未済額8,410万521円。固定資産税が、収入率60.6%で収入未済額37億8,176万6,684円。軽自動車税が、収入率98%で収入未済額324万6,655円。たばこ税は、収入率100%で収入未済額はございません。特別土地保有税は、収入率が13.1%で収入未済額4,231万9,297円。入湯税は、収入率100%で収入未済額はございません。都市計画税は、収入率57.3%で収入未済額8億1,084万1,246円となっております。

続きまして、令和2年度決算です。市民税、収入率が97.9%、収入未済額1億1,220万4,216円。固定資産税が、61.6%で40億288万9,134円。軽自動車税が、収入率98.4%で284万4,506円。たばこ税が、収入率100%で収入未済額はありません。特別土地保有税が、収入率44.4%で収入未済額2,354万1,329円。入湯税が、収入率100%で収入未済額はございません。都市計画税は、収入率55.7%で収入未済額8億4,240万8,936円となっております。

続きまして、令和3年度決算です。市民税の収入率が98.4%で収入未済額8,504万7,683円。固定資産税が、収入率63%で収入未済額37億6,537万4,138円です。軽自動車税につきましては、収入率98.3%で収入未済額が307万1,583円。たばこ税につきましては、収入率100%で収入未済額はございません。特別土地保有税は、収入率20.6%で収入未済額1,869万5,588円となっております。入湯税は、収入率100%で収入未済額はございません。都市計画税は、収入率56.2%で収入未済額8億736万7,113円となっております。

最後に、令和4年度の決算説明書より、市民税が、収入率が98.3%、収入未済額が9,156万2,984円。固定資産税が、収入率61.2%で収入未済額39億6,090万1,721円。軽自動車税が、収入率98.6%で収入未済額275万7,879円。たばこ税が、収入率100%で収入未済額はございません。特別土地保有税につきましては、収入率17.3%で収入未済額1,545万9,288円。入湯税は、収入率100%で収入未済額はございません。最後に、都市計画税は、収入率が55%で収入未済額が8億4,838万1,383円となっております。

また、同じく、税区分全体で毎年何%の収入率になっているかという御質問がありましたので、これも平成30年度から順にお答えいたします。

平成30年度は合計で、収入率72.7%、令和元年度は、同じく収入率が74.1%、令和2年度は収入率73.6%、令和3年度は収入率74.8%、令和4年度は、収入率73.7%となっております。

また、傾向といたしましては、現年課税分は大きな変化はありませんが、滞納繰越分については、令和4年度は令和3年度に比べて大きく減となっておりますが、これは、令和2年度に国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として創設された税の徴収猶予の特例措置が終了し、令和2年度から繰り越された未納額が納付されたことに

より収入率が一時的に増えたため、令和4年度との差が大きくなっているものであります。

○前田委員

収入率を見ていると、平成30年度から令和4年度まで、下は72.7%、上は74.8%、1%ないし何がしで、ほぼ横ばいを行ったり来たりということになっているかと思います。

それで、この令和4年度の内訳表を見ると、低いのが固定資産税で61.2%、都市計画税で55%ということで、他都市のこともありますが、固定資産税・都市計画税が意外に平均からすると低い。

参考までにお聞きますが、固定資産税・都市計画税の1件当たりの最小滞納額と最大滞納額についてお聞かいたします。

○（財政）納税課長

ただいま前田委員から、固定資産税・都市計画税の1件当たりの最小滞納額と最大滞納額についてという御質問がありましたが、我々としては法律上の守秘義務があり、個人や法人が特定される可能性がある今回の御質問にはお答えすることができませんが、滞納額の多寡にかかわらず、同様に徴収を進めているところでございます。

○前田委員

多寡にかかわらず徴収を進めているということですが、どのような方法で徴収を進めているのか、効果についてもお聞かせください。

○（財政）納税課長

納税課といたしましては、滞納になっている方に関しては、納税相談をすることによって、分割納付できる体制であれば分割納付していただいたり、はっきり納税の意思がないという場合は、催告した上で差押えに移行する場合があります。

○前田委員

最小はよろしいのですが、最大滞納者についてはどのような対応を取られておられますか。

○（財政）納税課長

今御答弁したとおり、納税の意思があるかないかというのは非常に大きな要件でありまして、納税の意思があるけれども支払えないような場合については、状況をお聞きした上で分納したり、あるいは徴収猶予という制度もあるので、それを利用して状況が改善するまでは待つという方法もありますが、いかんせん、そこで市税に穴が空かないように、納税課としては最善の努力を尽くして納税交渉していきたいと思っております。

○前田委員

納税交渉には時効というものはあるのですか。

○（財政）納税課長

時効につきましては地方税法で5年間と決められておりますが、交渉しなかった場合というので時効を進めることがないように、常に分納とかで時効を止めながら払っていただくような形で考えております。

○前田委員

令和4年度の収入率で見ると特別土地保有税は17.3%。この特別土地保有税とは何かについて御説明してください。

○（財政）資産税課長

特別土地保有税は、平成15年度から課税停止となっており、現在、決算で計上されているものは滞納繰越分だけとなっておりまして、その内容としましては、5,000平方メートル以上の土地の所有者に課税されるものであり、住宅、農林漁業、病院、倉庫業、福祉施設などの用途に利用されている場合には、課税されないものとなっております。

○前田委員

期限立法で、既に課税期間というものが過ぎて、今、残っているものは滞納繰越分だけだということの説明がありました。

残っている方の該当者、個人、法人、何人になりますか、お聞かせください。

○（財政）納税課長

ただいま、特別土地保有税の該当者についての質問がありましたが、個人か法人かという、これだけの平方メートル数を持っているので法人です。

件数につきましては、非常に件数が少ないため、法人が特定される可能性があるのですがお答えはできませんが、かなり少ない数ということになります。

○前田委員

件数が特定されるというのはどういう理由かよく分かりません。

○（財政）納税課長

特別土地保有税につきましては、今、滞納繰越分しかございませんで、決算説明書を見ると数字が書いておりますので、これを見ただけで、仮に1件、2件だと、その分の数字だということが推定されますので、少しお答えは難しいかと考えております。

○前田委員

今の説明ではよく分かりません。1件、2件ということによろしいですか。

○（財政）納税課長

お見込みのとおりでございます。

○前田委員

私、外国人というか、そういう方も持っているのかというふうに思っていたものですから、外国人の方は当然いけませんよね。

○（財政）納税課長

日本の法人でございます。

○前田委員

そうすると、筆数と平方メートル数というのも当然クエスチョンというか、お答えできないということになりますか。

○（財政）資産税課長

大変恐縮ではございますけれども、同じ理由で、該当者自体が非常に少ないものですから、筆数と平方メートル数についても、課税情報の守秘義務ということでお答えができません。

○前田委員

分かりました、そこは深くは追求しません。

◎市税等の差押状況について

事務執行状況説明書の20ページ、市税などの滞納による差押え状況についてお聞きます。

まず差押えに至るまでの経過と手続についてお聞かせください。

○（財政）納税課長

まず課税部門におきまして納税通知書を発布いたします。納期限までに納付されない、いわゆる納期限を過ぎても納付のない納税者に対して、地方税法の規定により督促状を発布します。それでも納付されなかった場合は催告を行い、自主納付を促します。催告しても反応がない場合や納税交渉での約束が不履行となった場合は、滞納者の財産調査を行います。この調査によって財産を特定した場合は、差押え処分に進みます。財産調査を行っても財産

が見当たらない場合は、国税徴収法の規定により、滞納者の自宅を搜索することもあります。その搜索によって財産が見つかった場合には差押え処分に進みます。

○前田委員

何点かの手続を経てそこへ至るということだと思いますが、これは平均してどのぐらい時間がかかっているのですか。

○（財政）納税課長

催告の仕方も、呼出しを含めて数か月は間を取ることもあるし、急ぐ場合はすぐに差し押さえる場合もありますので、ケース・バイ・ケースということになります。

○前田委員

ケース・バイ・ケースもあり得るでしょうけれども、今まできちんと支払いしていた人が、令和4年度の納付書が来て、少し遅れたからといってすぐ差し押さえ、催告云々ということにはならないのでしょうか、その辺を説明してください。

○（財政）納税課長

今まできちんと納めてくれていた方が、例えば会社を辞められたり、あるいは事業をやっている方が廃業されたということなどで納税が難しくなった場合は、まず督促状、催告書が出る前に納税課に相談していただければ、そこで担当者が聞き取りを行いまして、状況を確認した上で、場合によっては分割納付の相談をお受けして、払える範囲で支払ってもらったり、徴収猶予という制度がありますので、そのような制度で今はお支払いできないけれども、状況がよくなったら支払ってもらうということもできますので、まず第一義には、納税課に相談していただきたいと思っております。

○前田委員

差押え財産にはどのような財産が該当するのかをお聞かせください。

○（財政）納税課長

差押え財産としては預貯金、給与や年金、所得税の還付金等、その他債権として、生命保険、あるいは売掛金などがあります。そのほか不動産や動産、場合によっては自動車というものも財産として差押えしております。

○前田委員

それでは、直近5年間の差押え財産と差押え件数について、また、差押え物件の中で何か変わったもの、特徴的なものがあればお聞かせください。

○（財政）納税課長

直近5年間の差押え財産と差押え件数についてですが、まず平成30年度、預貯金が1,328件、給与・年金が137件、所得税等還付金が44件、その他債権が44件、不動産が63件、動産が38件、自動車が5件、計1,659件となっております。

続きまして、令和元年度ですが、預貯金が1,207件、給与・年金が120件、所得税等還付金が18件、その他債権が44件、不動産が145件、動産が45件、自動車が2件、計1,581件となっております。

令和2年度につきましては、預貯金が839件、給与・年金が96件、所得税等還付金が14件、その他債権が23件、不動産が84件、動産が7件、自動車はゼロ件です。合計で1,063件となっております。

令和3年度は、預貯金が713件、給与・年金が88件、所得税等還付金が37件、その他債権が31件、不動産が47件、動産が7件、自動車がゼロ件、合計で923件となっております。

最後に、令和4年度ですが、預貯金が650件、給与・年金が99件、所得税等還付金が30件、その他債権が25件、不動産が49件、動産が1件、自動車がゼロ件、合計で854件となっております。

また、差押え物件の中で何か変わったものがあればというお話でしたが、例えば動産では干物とか、レコード、

お酒、お酒といっても高級なお酒ですけれども、それから本、漫画とか、単行本、つぼというのもありました、ボードゲーム、大きいものだとか除雪機というのものも、変わったものとして差し押さえたというのが過去にありました。

○前田委員

今お聞きしました。平成30年度から令和4年度まで1,659件から854件までありました。徐々に減少してきている件数と伺いました。

差し押えによる公売の方法と5年間の公売件数について、これは同じ件数なのかどうなのか、その辺をお聞かせください。

○（財政）納税課長

まず公売の方法ですが、公売会というものを自庁で開いてやる場合と何か所かの自治体で合同でやる合同公売会、最近ではインターネットが普及しておりますので、インターネット公売という方法がメジャーになっております。

5年間の落札数ですが、平成30年度は392件、令和元年度は433件、令和2年度は71件、令和3年度は20件、令和4年度は14件となっております。

○前田委員

差し押え件数も少なくなってきましたけれども、公売件数も令和4年度14件まで減少、854件で14件、この辺の整合性についてお聞かせください。

○（財政）納税課長

実はこの間に新型コロナウイルス感染症が緊急拡大いたしました。その拡大によって、令和3年度、令和4年度だと感染が拡大している最中だったので、自宅を訪問して搜索するというのがなかなか難しい状況にありましたので、かなり件数が減っております。

令和5年度につきましても、今、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行されたので、徐々に始めているところであります。

○前田委員

令和4年度を取って854件の14件の実施ということで非常に少ない、その原因は新型コロナウイルス感染症の関係だということで。

854件から14件を引いた、残ったものについては当然生きているわけですね。

○（財政）納税課長

公売につきましては、その場で売って市税に充当しますので、公売した物については、もう物はありません。売れ残った物については、引き続きインターネット公売にかけたりして売るのですが、なかなか買手がつかず、どんどん価格が下がってってしまうので、その分、税に充当する額が少なくなっているのが現状です。

○前田委員

差し押えによる税收、公売物件の金額について、また5年間でどういう動きになっているのかをお聞かせください。

○（財政）納税課長

差し押えて公売した結果、自然に充当した額ですが、平成30年度は1億5,137万1,171円、令和元年度は8,318万8,446円、令和2年度は6,135万9,317円、令和3年度は5,054万3,244円、令和4年度は4,459万5,979円となっております。

○前田委員

平成30年度に約1億5,000万円、令和4年度に約4,459万円ということで、当然、件数と比例しているのかと思いますけれども、公売にかけられて、結構な金額が税收として回収されているということが分かりました。

それで、財政に占める効果についてお聞きしようと思っているのですが、この辺のことについてはどのように押さえていますか。

○（財政）納税課長

過去には大きい不動産を売ったりして多くのお金を充当することができましたが、令和4年度につきましてはそのような物件もなく、不動産に関してもそんなに高い物件がなかったということでかなり落ちております。

財政に占める効果ということですが、令和4年度に関してはあまり効果がないのかもしれないのですが、滞納を減らすということにつきましては、やはり公売して税に充当するというのが滞納をなくすことになりますので、そういうところで今努力しているところですので、数字だけというよりは、我々のやっている努力というものもあるのかというふうに考えております。

○前田委員

納税の公正公平に鑑みまして、徴収に向けた取組、対応については、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎農業について

質問を変えます。農業に関わる場所です。

事務執行状況説明書の29ページから30ページにかけて出ていると思います。直近5年間の農業に関わる予算額と決算額について説明してください。それで、前もって言うてありますけれども、おたる自然の村の関係予算の予算、決算は申し訳ございませんが、控除してください。

○（産業港湾）農林水産課長

今の前田委員の御質問なのですが、農業関係で農家に対する支援が主である農業振興費ということで、過去5年間で答えさせていただきたいと思ひます。

令和4年度、歳出予算額995万3,000円、決算額838万7,844円。令和3年度、予算額1,097万2,000円、決算額945万1,432円。令和2年度、予算額975万6,000円、決算額972万9,435円。令和元年度、予算額1,021万8,000円、決算額が1,021万5,499円。平成30年度、予算603万6,930円、決算額が600万8,067円というふうになってございます。

○前田委員

今お聞きしました、令和元年度以降、1,000万円前後の予算が盛られております。

これはどのようなものに使われているのか、説明してください。

○（産業港湾）農林水産課長

こちらの予算は例年同様な形でございまして、農家への支援、主にビニールハウスなど農業資材への補助金事業であるとか、新しく農家を始めた方の新規就農者への交付金の支援、あとは、農道の補修の事業だとか、そういうことに活用してございます。

○前田委員

それでは質問を変えます。経営所得安定対策等交付金交付申請者制度についてお伺ひします。

この制度はどのような制度で、どのような申請登録が必要なのか、説明してください。

○（産業港湾）農林水産課長

経営所得安定対策事業ということなのですが、担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、国が直接、交付金を出すという制度でございまして、まず一つ目は、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正しようとする交付金、これは畑作物の直接支払交付金というふうに言われているのがまず一つです。

二つ目は、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策の交付金、これは米畑作物の収入減少影響緩和交付金。

最後三つ目が、麦、大豆、米粉用米などの戦略作物の本作化、要は、水田からの畑作地化を推進する水田活用の直接支払交付金というのはございます。

○前田委員

農林水産課は、今説明いただいたこの制度の申請と登録にこれまでどのような関わりを持たれてこられましたか、御説明願います。

○（産業港湾）農林水産課長

農林水産課としての関わりは、対象者からの申請書を取りまとめて、北海道農政事務所などに申請していたり、あと対象になる方がいないかどうかというような情報収集などを行っております。

○前田委員

情報収集を行っているということですが、現在は制度を利用している方、また、その予備軍的な方というのはどのような状況になっていますか。

○（産業港湾）農林水産課長

今、利用している農家は、1件が申請しております。

予備軍については、もともと事業なのですけれども、認定農業者であることが必要というふうになっておりますので、小樽市は認定農業者が少ないものですから、まずは認定農業者になっていただくというような形で、認定農業者に対する御案内だとか、新規就農者も対象の一つになっておりますので、そういうものを御案内ということになっておりますので、今、予備軍というのは残念ながらなくて、これからの発掘になるのかというふうに考えてございます。

○前田委員

いないということで、1件が該当するという、掘り起こせばまだいるのかという、育てていかなければならない、認定農業者もそのとおりでございます。

次に、畑作物の直接支払交付金制度とはどんな制度ですか、これもまた同じく説明してください。

○（産業港湾）農林水産課長

先ほど申し上げたとおり、畑作を行うに当たって、日本でいろいろ物を作っている、どうしても外国産のほうが多くできるという部分で、なかなか競争力が保てないという部分を補おうとする交付金が、畑作物の直接交付金というふうになってございます。

○前田委員

少し戻るのですけれども、先ほどの経営所得の関係、交付金制度は、1件と聞いたのですけれども、事務執行状況説明書では3戸となっているのです。この辺の整合性が取れないので、説明してください。

○（産業港湾）農林水産課長

今、私が1件と申し上げたのは、畑作物の交付金の申請が1件ということで、今回の経営所得安定対策事業の申請件数は3件で間違いございません。私の今の発言が間違いでございます。申し訳ございませんでした。

○前田委員

3件の制度を利用している方と、1件制度を利用している方、対象作物はどのような作物を作って、面積はどの程度なのか、説明してください。

○（産業港湾）農林水産課長

まず畑作物の直接交付金なのですけれども、先ほど私が間違えて申し上げた1件が申請しておりまして、対象作物はソバでございます。作付面積は54.1アールというふうになってございます。

ほかの事業についてなのですが、水田活用直接支払交付金については、畑作物の申請されている方はこちらにも申請しておりますので、3件の方が申請しております。作付面積については合わせて103アールというふうになっておりまして、作付している作物については、カボチャ、スイートコーン、ミニトマト、飼料米となっております。

○前田委員

今少し出ていましたけれども、水田活用の直接支払交付金制度は同じくどのような制度なのか、お聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

これは、水田から食用米以外の高収益作物などへの畑作転換を促進するような制度というふうになってございます。

○前田委員

それで、水活もそうですし、前段申し述べたあれもそうで、何点か作物についてはお話ししていただきました。

予備軍も含めてそうなのですが、今、高収益作物というのがよく言われています。アスパラ、イチゴ、カボチャ、キュウリ、キャベツ、ズッキーニ、トマト、ネギだとか、ショウガ、ブロッコリー、メロン、柿、加工用トマト、スイートコーン、いろいろあるのですけれども、小樽市の農家で、これらに該当する作物を作っている農家というのはありますか。あるのであれば、何件、どういうものを作っているのか。

○（産業港湾）農林水産課長

残念ながら件数は押さえていないのですけれども、イチゴだとかについては作っているというふうに伺っております。他の部分は申し訳ございません、調べ切れておりませんでした。

○前田委員

私が調べたりとか、見てきたところでは、カボチャなども作っておりますし、トマトもちろん作っています。ブロッコリーもあるのか、メロンも一部あるかも分かりません。スイートコーンも作っている人も当然いると思います。いろいろな制度があるのですけれども、これらを活用して、北海道だとか国の補助金を受けるようなお手伝いというのはどのように考えていますか。

○（産業港湾）農林水産課長

同じくこういう制度を、例えば経営所得の関係では、受けるための条件がありまして、先ほど認定農業者であることが必要だといった条件と、ほかに水田活用というふうになってきますと、そもそも水田から転作するというのが目的でございますので、作物を生産されている方の中でも、もともと水田だった方というのはなかなか小樽市にはいないということで、3件の申請というふうになってございます。

私ども農林水産課といたしましては、農業委員会の委員だとか、JAなどを通じて各種補助金があるだとか、こういう制度がありますだとか、そういう利活用の促進、または委員の言葉をお借りすれば認定農業者の予備軍であるとか、新規就農の方とかの発掘というか制度の適用に努めていくために、連携を図っていきたいというふうに考えてございます。

○前田委員

水田活用の関係の制度を利用されている方もいるのだと思いますが、この制度の内容が当初の制度と今、大変大きく動いているというか、制度が見直されて変わっていつているのです。それで農家が今、困っていると私は聞いているのですけれども、農家が受けるメリット、デメリットについて、お分かりであれば、御説明していただきたい。

○（産業港湾）農林水産課長

今、委員がおっしゃっていた水田活用の直接支払交付金の交付制度の変更ルールなのですけれども、令和4年度に少し改正がありまして、今後5年間に一度も水張りが行われていない農地については、令和9年度以降、交付の対象としないというふうに国で決めております。

農家が困っているということについては、もともと水田から畑作への転換を済んでいたもので、今さら水張りはできないので少し困っているというお話を伺っております。このため、令和9年度以降の交付金の対象にならないこ

とを心配しているというようなお話は伺っております。

○前田委員

農家が積極的に国や北海道の各種制度を活用して、農家所得が少しでも向上するようお手伝いをやはり行政はしていかなければならないのかと私は思っているのです。

私も聞いて歩くと、はっきり言うと、情報があまり入っていないようなのです。小樽市農協が新おたる農業協同組合になって、本所が仁木町に行ってしまうと、小樽市の場合はなかなか仁木町まで行って云々ということはないようでございますから、農林水産課の情報提供というのは重要になってくると思うのです。

そういったことで、バックアップだとか、情報提供をさらにお願ひしたいと思いますが、いかがですか。意気込みというかお聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

今、委員のおっしゃったとおり、御指摘を受けて、今後より一層、農業委員会だとか、JAを通じてだとか、または定期的に、私どもは年に1回とか農地調査なども行っておりますので、その際にどんどん情報提供していったら、農業振興に少しでも努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○前田委員

関連して、鳥獣関係について伺います。

まず、事務執行状況説明書の30ページで、令和4年度の有害鳥獣捕獲数について、それぞれ説明してください。

○（産業港湾）宮田主幹

令和4年度の鳥獣関係で捕獲数はどうなっているかということでもあります。カラスは116羽、アライグマ58頭、キツネ63頭、タヌキ69頭、シカ205頭、クマ4頭、ドバト88羽、タイリクヤチネズミ5匹。

○前田委員

小樽市鳥獣被害防止計画というのが現在ありますけれども、この中でドバトとタイリクヤチネズミの取扱いはどうなっておりますか。

○（産業港湾）宮田主幹

計画の中でのドバトとタイリクヤチネズミの取扱いでございます。計画の中では特に対象鳥獣となっておりますので、取扱いはございません。

○前田委員

計画の中では取扱いはないということですが、結果を見ると、ドバトが88羽、タイリクヤチネズミが5匹ということになっています。それであれば別な許可とか申請が必要なのかと思いますけれども、捕獲許可の申請先は北海道になるのですか。

○（産業港湾）宮田主幹

申請先は小樽市であります。

○前田委員

小樽市長の権限で許可証を発行できるということよろしいですか。

○（産業港湾）宮田主幹

そうであります。

○前田委員

捕獲器具はどのようなものを使用するのですか。

○（産業港湾）宮田主幹

ドバトについては、捕獲器具は鳥用箱わな、あとタイリクヤチネズミはシャーマントラップと言われているものであります。

○前田委員

私は見たことがないからよく分かりませんが、これらの器具を使って捕獲することなのですが、捕獲実行者はどのような方になりますか。

○（産業港湾）宮田主幹

捕獲実行者ということですが、ドバトについては市内外の企業であります。あと、タイリクヤチネズミは市外の大学であります。

○前田委員

小樽市のネズミを市外の大学がということは、どんな関係でそういうことになるのですか。

○（産業港湾）宮田主幹

これは市外の大学が、具体的に言うと銭函の行政区域の中で捕獲という形になっております。

○前田委員

市外の大学が小樽市の行政区の中で捕獲したネズミなので、小樽市で処分ということでいいのですね。分かりました。

それで、これはどのような処分をされているのですか。

○（産業港湾）宮田主幹

処分の方法としては、申請に基づきまして、埋立処分、安楽死、放鳥であります。

○前田委員

埋立処分ということはお亡くなりになっているのかと思いますけれども。

ドバトということなのですが、ドバトとイエバトというのは、見た目はほぼ同じ、区別が付きません。素人には特につきません。

ハトなので殺処分について何か問題ないのかと思うのですが、この辺の見解はいかがですか。

○（産業港湾）宮田主幹

先ほど市で申請しているとお伝えしましたが、これは鳥獣保護管理法によりまして、北海道から事務移譲されている中での話であります。実際に運用している項目というのは、小樽市鳥獣捕獲許可取扱要綱にのっとりやっております。その中では6条に、適切な方法で処分するとともに必要に応じて地域の事情に合わせた処分方法を行うということとしておりますので、そういう指導しております。

○前田委員

参考までにお伺いしますが、先ほど鳥獣捕獲の関係で、令和4年度はクマ4頭ということでお聞きしました。

ちなみに令和5年度は、今日現在でどういうことになっていますか。

○（産業港湾）宮田主幹

今年のヒグマの捕獲頭数であります。10月1日現在で合計14頭となります。

○前田委員

◎消防団について

質問を変えます。消防団に移ります。

まず消防団に関わる予算、決算について、過去5年分についてお示ください。

○（消防）中尾主幹

消防団の過去5年の予算決算状況についてお答えいたします。

平成30年度の予算額は7,637万7,000円、決算額は7,162万1,563円。平成31年度の予算額は6,714万9,000円、決算額は6,203万6,578円。令和2年度の予算額は6,629万6,000円、決算額は5,240万197円。令和3年度の予算額は6,156

万7,000円、決算額は5,472万2,396円。令和4年度の予算額は6,532万2,000円、決算額は5,453万3,839円になります。

○前田委員

消防団の団員数の推移についてお聞きます。本市の条例定数と現団員数について、女性団員も含め、過去5年間についてお聞かせください。

○(消防)中尾主幹

小樽市の条例定数は514名です。消防団員数の過去5年の推移ですが、平成30年は、団員数428名のうち女性が66名。平成31年は、団員数395名のうち女性が65名。令和2年は、団員数367名のうち女性が61名。令和3年は、団員数345名のうち女性が56名。令和4年は、団員数323名のうち女性が56名になります。

○前田委員

今お聞きしました514名の条例定数に対して、平成30年の428名から令和4年で323名、100名程度減っています。そういうことでずっと右肩下がりです下がってきています。

関係してくるのだと思いますが、退団年齢について現在どのようになっていますか。また、これまでの経緯、経過も含めお聞かせください。

○(消防)中尾主幹

消防団員の退団年齢につきましては、従前は満67歳に達した時点で退団していたものでありますが、令和2年4月から小樽市消防団条例の改正により、70歳に達した日の属する月の末日をもって退職すると規定されたものであります。

○前田委員

67歳の前もたしかあったかと思うのですが、それはよろしいです。70歳ということで、いろいろとあの手この手で団員を引き止める手法はあったわけですが、残念ながら323名まで減少しているということです。

それで、これもまた同じ聞き方になるのですが、直近5年間の退団員数と入団員数についてお聞かせください。

○(消防)中尾主幹

平成30年は、入団数は25名、退団数は58名。平成31年は入団数は25名、退団数は53名。令和2年は入団数は11名、退団数は33名。令和3年は入団数は14名、退団数は36名。令和4年は入団数は18名、退団数は39名であります。

○前田委員

当然100名近く減っていますから、こういう数字というかバランスになってくるのだらうと思いますが、これが永遠に続くということは私は考えにくいですが、ある程度、続いていくのかという気はするのです。

25名、25名、11名、14名、18名、これらの方の入団動機にはどのようなものがあるのか、お聞かせください。

○(消防)中尾主幹

消防団への入団時の動機は、消防団員からの勧誘を契機とし、地域防災の一翼を担いたいと志を持ち入団された方が多いと認識しております。

○前田委員

それでは、それらの団員募集に関わり、広報おたるやのぼり、あるいはポスターなどあろうかと思いますが、これらの活用も考えられますが、市民への周知についてどのようにされていたのか、お聞かせください。

○(消防)中尾主幹

消防団員の加入促進につきましては、消防団が各分団を通じて地域住民に声がけするなど勧誘を行っているほか、消防本部でも市のホームページやFMおたる、広報おたる、さらには消防本部が行う行事において募集を行い、消防団員の加入促進に努めているところです。

○前田委員

入団はしたが防火の日などに出席してこないなどの話を聞きます。団員の出席率についてお聞かせください。

○(消防)中尾主幹

防火の日の出席率は、平成30年が51%、平成31年が60%、令和2年が54%、令和3年が65%、令和4年が64%となっております。

○前田委員

少ないと今感じました。約50%から約60%。高めるためにはどのような手法、施策が考えられますか。

○(消防)中尾主幹

出席率の低い消防団員に関しては、各分団長から指導していただいております。

○前田委員

効果は。

○(消防)中尾主幹

効果につきましては、消防本部としてはそこまで確認しておりません。

○前田委員

確認はしていないということですね。消防団には、関わっていないということですか。

○(消防)中尾主幹

先ほど申し上げたとおり、各分団長に指導をお願いして、消防本部は消防分団長と関わりを持っております。

○前田委員

本市には、何分団ありますか。

○(消防)中尾主幹

現在、本市には18分団あります。

○前田委員

団員の減少で活動困難な分団はありますか。

○(消防)中尾主幹

著しい消防団員の減少は、消火活動や避難誘導など、消防団の任務遂行に支障を来しますが、現在のところ、災害等が発生した場合、消防団の活動において支障を来した例はありません。

しかしながら、災害体制や大規模災害の対応のため、消防団員が減少しないように、団員数の維持増加に努めてまいります。

○前田委員

参考までにお伺いしますが、小樽市全体の分団数と団員数について、今後どのように推移していくと推測されておられますか、見通しについてお聞かせください。

○(消防)中尾主幹

今後、本市の人口減少に伴い消防団員の減少が見込まれますが、分団は地域で構成されている実情があることから、当分の間は現状体制が維持されるものと考えております。

団員数については今後も加入促進に努めていきたいと考えております。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時25分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎おたる自然の村について

それでは、おたる自然の村についてお伺いしたいのですが、質問に入る前に、おたる自然の村が必要ないという考えではございませんので、そのことをお伝えして質問に入ります。

まず、おたる自然の村の運営についてお伺いしたいのですが、現在、一般財団法人おたる自然の村公社が運営されていると思いますけれども、設立時期と目的について御説明をお願いいたします。

○（産業港湾）農林水産課長

おたる自然の村の関係で設立時期と目的についてでございますが、おたる自然の村は、学童や青少年をはじめ、多くの人々に自然に触れ合える場の提供、キャンプ、宿泊施設など集団生活を通じて、自然を守り育てる心や農業への理解促進を図る施設として、昭和61年5月にオープンしました。

そして、一般財団法人おたる自然の村公社につきましては、おたる自然の村の施設の管理運営を委託するために、同じく昭和61年5月に設立したものであります。

○面野委員

それでは、所管が農林水産課になっておりますが、こちらの理由についてお示ください。

○（産業港湾）農林水産課長

今申し上げたとおり、施設は農業への理解促進を図る目的もございますことから、農林水産課が所管というふうになってございます。

○面野委員

それでは、おたる自然の村の運営については、指定管理者制度で運営されていると思いますが、こちらの指定管理の期間、次の更新年についてお示ください。

○（産業港湾）農林水産課長

指定管理の期間なのですが、現在令和4年度から令和6年度までの指定管理期間3年間となっております。次の更新は令和7年度というふうになってございます。

○面野委員

それでは、現在、おたる自然の村公社職員は何名で運営しているのか、お聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

職員は、正職員常勤3名と季節雇用の非常勤が7名の合計10名となっております。

○面野委員

次に、令和4年度、おたる自然の村に関わる事業経費の支出の部分についてお伺いいたしますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）農林水産課長

まず経費ということの質問でございますが、令和4年度の事業経費につきましては、決算額で申し上げますと、先ほど申し上げた管理委託料6,607万9,000円、雪下ろしなどの管理経費が305万4,600円、維持補修費が167万680円で、合計7,080万4,280円となっております。

○面野委員

次に、使用料などの収入について、令和4年度分をお示ください。

○(産業港湾)農林水産課長

使用料につきましては、おこばち山荘の宿泊料ですとか、野営場、キャンプ場、パークゴルフの使用料などで683万1,350円の収入となっております。

○面野委員

それでは、今お示しいただいた収入と支出の差がおたる自然の村の収支という認識でよいか、6,300万円から6,400万円ぐらい支出のほうが多いという計算になりますが、この認識でよろしいですか。

○(産業港湾)農林水産課長

本市の事業としては、そのような認識でよろしいかと思います。

○面野委員

数字をお示ししていただく必要はないのですが、大体ここ近年は、このぐらいの収支のマイナスという水準という認識でよろしいでしょうか。

○(産業港湾)農林水産課長

委員のおっしゃるとおり、ここ数年間は5,000万円台の後半から6,000万円台後半での歳出超過というような認識でよろしいかと思います。

○面野委員

先ほど、施設使用料ですとか野営場、パークゴルフ等の収入があるというふうにもお答えいただいたのですが、おたる自然の村利用者の主な使用方法について、売上げの多い順からでも構いませんので、主にどういった使われ方をしているのか、お聞かせください。

○(産業港湾)農林水産課長

使用人数順ということでお答えさせていただきますと、おこばち山荘の宿泊者が2,522人、野営場、キャンプ場が1,543人、パークゴルフ場が570人の利用者というふうになってございます。

○面野委員

それでは、おたる自然の村、ただいまの使用について各利用料というのが設定されていると思うのですが、利用料金、使用料金というのは何によって定められているのか、お聞かせください。

○(産業港湾)農林水産課長

おたる自然の村条例及びおたる自然の村条例施行規則によって定められております。

○面野委員

条例ということであれば、まず庁内議論を経て議会で条例改正を行うという流れが一般的だと考えておりますけれども、令和4年以前の料金の見直しについてはどのような形であったか、お聞かせください。

○(産業港湾)農林水産課長

現在の使用料については、令和2年4月1日に改定してございまして、その際の料金の改定を申し上げますと、おこばち山荘宿泊料金の中学生以下が1,700円から1,800円、同じく、おこばち山荘宿泊料金一般が2,400円から2,700円、同じく、おこばち山荘日帰り大研修室の利用が500円から750円、同じく、中研修室が400円から600円、おこばち山荘日帰り入浴、高校生または高齢者の方が150円から200円、日帰り入浴、同じく、今申し上げた高校生または高齢者以外の方が200円から300円というふうになってございます。これが直近の改定でございまして、その前は平成29年4月1日に改定し、また、その前は平成25年4月1日に改定しているというような形でございます。

○面野委員

現状ホームページを確認すると、令和2年4月から施行された料金で運用されているということが分かりました。

令和2年4月1日から改正された内容について、まず日帰り入浴が大人300円、それと高校生と市内にお住まいの70歳以上の方が今150円ということで料金設定をされておりますけれども、サービスの内容はもちろん違うのです

けれども、市内の温泉施設を見てみると大体800円から900円の使用料、入場料がかかっております。一方で、公衆浴場の料金は、今それこそ10月1日からということで先ほど見ていたのですけれども、490円ということで、いわゆる銭湯が設定されております。

おたる自然の村の日帰り入浴料300円と150円の料金設定の考え方というのは、どのような考え方に至り現状に至っているのかをお聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

入浴料の改定につきましては、基本的には、他都市の公営の類似施設の金額などを参考に考えさせていただいているところでございます。

○面野委員

類似施設を参考にということです。

次に、野営場の使用料なのですが、これも条例ということであれば、まず庁内にて適正な料金を協議していくことが求められるのですけれども、多分、皆さんも少なからず御承知かと思うのですが、近年、キャンプ場の利用が結構はやっておりまして、北海道内または札幌市でも結構キャンプ場開設というのが最近見られます。

おたる自然の村の場合、大人の料金で言うところと宿泊が200円、そして日帰りも200円ということで、どちらも200円という価格設定で、現状、第三セクターが運営しているキャンプ場もちろんありますし、民間がやられているところもあるのですけれども、やはりこういった宿泊と日帰りに価格設定差がないというキャンプ場というのはなかなか見たことがないのですけれども、そのような観点から、庁内あるいは指定管理者と使用料の見直しについて協議されたことはこれまであるのでしょうか。

○（産業港湾）農林水産課長

使用料の見直しにつきましては、おおよそ4年に1回ぐらい市役所が全庁的に見直しするときに合わせて、使用料を見直させていただくというような形に考えておりますけれども、キャンプの料金につきまして、庁内だとか指定管理者との間で議論、協議したことというのはございません。

○面野委員

それでは、もう少し大きな施設全体のお話ですけれども、先ほどからお伺いしておりますとおり、近年、約5,000万円から6,000万円ぐらいの歳出超過ということで、いわゆる赤字の運営が続いております。

そこで、歳入増加または歳出抑制につながる対策について必要であると考えますが、これまでそのような対策に関する協議を行ったことはありますか。

○（産業港湾）農林水産課長

施設の収支改善につきましては、これまで市内でキャンプ場を営んでいる知見のある方からアドバイスをいただいたり、それを基に部内では協議を行っているような状況でございます。

○面野委員

アドバイスを伺っているということなのですが、令和4年度をはじめ、近年の収支状況を今御説明したとおりですけれども、この実態を受けて、どのような認識を今お持ちでしょうか。

○（産業港湾）農林水産課長

経費がかかっているということで、私どもも収支改善については、先ほど申し上げたとおり、部内で協議を行っておりますけれども、収支改善には至っていない状況として考えております。近年の決算状況を含めて、これからの話になりますけれども、収支改善を含めた施設の在り方について検討する必要があるというふうに考えてございます。

○面野委員

これまで決算特別委員会でも、いろいろな委員の方が過去にもおたる自然の村を取り上げまして、議論を行って

いた議事録も残っております。やはり今御答弁を聞いている中では、赤字のことはもちろん認識もしているし、アドバイスもいただいているということなのですが、個々の案件で、例えば野営場の話もそうですけれども、やはりそういった議論が指定管理者からも上がってきていないという状況であれば、今後、改善していく見込みが今のところはないのかという認識を受けてしまうのはしょうがないのかというふうに思います。

今後、指定管理が令和6年度、来年度までなので、令和7年度からこういったような運営、対策を打っていくのかというのは、これから庁内議論や指定管理者、それから今アドバイスをいただいているというお話もあったので、そこで考えていくことになると思うのですけれども、やはりこのまま毎年6,000万円赤字というのは、行政の健全な財政運営的にもふさわしくないということは私も考えておりますので、ぜひ今御答弁くださった今後に向けての検討対策については、しっかりと進めていただきたいというふうに思っております。

◎自主防災組織について

次に、自主防災組織について伺います。

自主防災組織とは、市のホームページには、「町会や自治会などで地域住民が協力して「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを目的に、日ごろからさまざまな活動を行う組織です」と説明がございました。

まず自主防災組織の必要性について、市のお考えをお示してください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

ただいま委員から御説明のありました自主防災組織の目的であります、日頃から様々な活動を行う共助の組織であります。

まず災害による被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助の連携が重要となります。災害規模が大きくなればなるほど発災直後からいろいろなところで建物の倒壊や火災等が同時発生して、全ての災害現場に消防や警察などの公的機関が駆けつけることは不可能な状態となり、災害発生直後は、公的機関による被災者支援等の緊急対策に限界が生じることが想定されます。

このようなことから、特に大規模災害時には共助としての地域の力が重要となりますので、組織的な活動を行える自主防災組織の結成が必要になるというふうに考えております。

○面野委員

必要性については私もそのように感じております。

まず地域防災計画では、避難指示の伝達方法というものが定められていますけれども、自主防災組織は、この伝達方法が生活安全課の所管になっていると資料に書かれております。

組織化に関する手続は災害対策室が所管され、伝達の部分に関しては生活安全課が所管されていますが、自主防災組織のポジションは町内会の延長であるという位置づけなのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

今、委員から御説明のありました本市の地域防災計画の資料編の小樽市津波避難計画及び避難情報の発令判断・伝達マニュアルの6項、避難指示の伝達方法の担当部署として、生活安全課が、町内会、自主防災組織、避難支援関係者に対して、電話、ファクス、電子メール等の手段で情報伝達をすることとしておりますが、委員から御指摘のとおり、自主防災組織は町内会を母体とする防災に特化した組織という認識であります。

○面野委員

それでは、自主防災組織に関して、災害対策室と生活安全課ではどのくらいの頻度で、どのような協議や情報共有を行っていますか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

自主防災組織に関する災害対策室と生活安全課の情報共有等についてですが、本市の自主防災組織活動カバー率が低迷していることから、自主防災組織の母体となる町内会への働きを継続的に実施しており、本市が年間2回開

催する町内会長と市との定例連絡会議及び小樽市総連合町会が行う理事会等の機会を活用し、年間3回から4回程度は、双方及び総連合町会事務局も交えた協議や情報共有を行いながら、自主防災組織活動の充実を目指しております。

○面野委員

自主防災組織の結成の促進として、町内会とはいろいろな場面を通して御案内を差し上げているということでした。

それでは、自主防災組織の結成状況について伺っていききたいと思いますけれども、令和4年度末時点で、何団体が結成されていたのか、お聞かせください。

○(総務)災害対策室安藤主幹

令和4年度末時点で、本市が把握している結成状況は、規約を定めて活動している団体は9団体、規約は定めていないものの地域住民の合意の下活動している4団体を合わせて、13団体が活動している状況にあります。

○面野委員

規約ありと合意のみの特段の違いというのは何かございますか。

○(総務)災害対策室安藤主幹

具体的な違いで申しますと、小樽市に届出を出していただいているか、もしくは、例えば防災訓練であるとか、そういった活動をしているかの違いであります。

○面野委員

それでは、規約がある、届出を出されている九つについて伺っていきますけれども、各団体の構成員の平均年齢などというのは把握しているのでしょうか。

○(総務)災害対策室安藤主幹

各団体の構成員の平均年齢は把握しておりませんが、自主防災組織の母体となる町内会で活動している役員の平均年齢は高齢化が進んでいるというふうに言われておりますので、自主防災組織の役員等の高齢化も同様に進捗しているというふうに認識しております。

○面野委員

それでは次に、自主防災組織の活動カバー率について伺います。ただいま九つ、そして合意のある団体が四つ、合わせて13団体というふうにお答えをいただきましたけれども、令和4年度末時点のカバー率をお示しください。

○(総務)災害対策室安藤主幹

令和4年度末に、消防庁が公表した令和4年4月1日現在の自主防災組織活動カバー率は22.9%となっておりますが、当室で把握している令和4年度末時点での自主防災組織活動カバー率は25.6%となっております。

○面野委員

消防庁と災害対策室に若干の誤差があるのはどのような理由なのですか。

○(総務)災害対策室安藤主幹

消防庁が調査しております調査を取りまとめるのに、おおむね1年程度かかるというところで、タイムラグというふうな認識であります。

○面野委員

それでは、自主防災組織を結成するために必要な人数というのは定められているのでしょうか。

○(総務)災害対策室北出主幹

人数の定めは特にありませんが、小樽市自主防災組織育成推進要綱の中で五つの役割分担が示されておりますので、これらの活動が機能する人員は必要であるものと考えております。

○面野委員

第5条に定められている五つの役割に必要な人員があると。

育成推進要綱の中にもいろいろと活動事項などが明記されているのですけれども、自主防災組織を結成するために必要な備品ですとか、機材は何かあるのでしょうか。

○(総務)災害対策室北出主幹

今答弁しました要綱には特段定めはありませんが、結成に当たっては、必要な防災資機材を備えることが望ましいものと考えております。

○面野委員

ちなみに、具体的に防災資機材というのはどういったものを想定されているのか、主なものを一つないし二つぐらい御紹介いただくことは可能ですか。

○(総務)災害対策室北出主幹

主なものとしては、発電機やスコップ、ヘルメット、軍手、そういう部分ではないかと考えております。

○面野委員

今御紹介いただいた発電機やヘルメット、スコップ、そういったものにかかる購入費、経費に対して市の補助金というのは今準備されているのでしょうか。

○(総務)災害対策室北出主幹

現時点では市の補助金制度は特にございません。

○面野委員

それでは、現在組織化されている団体はどのような形でそういったものの物資の調達ですとか、または資金の調達しているのかというのは御存じでしょうか。

○(総務)災害対策室北出主幹

資金につきましては、各団体においての町内会活動費の中で調達しているものと認識しております。

○面野委員

それでは、令和4年度、自主防災組織の組織化、結成状況の向上を促進させるために行った取組について御紹介ください。

○(総務)災害対策室北出主幹

令和4年度の取組状況につきましては、市のホームページで、組織結成の意義や方法などを紹介しているほか、FMおたるでの啓発放送、町内会長との定例連絡会議や町内会、自治会などから依頼のある防災講話などで都度、組織化に向けて啓発を行っているところであります。

○面野委員

それでは、それらの取組も含めてなののですけれども、令和4年度の自主防災組織に関わる決算額、お金をどのぐらい費やしたのかについて、お示してください。

○(総務)災害対策室北出主幹

自主防災組織への防災訓練関係経費としましては、町内会訓練の際、市から支払った保険代6,475円が決算額となっております。

○面野委員

内容の深掘りはしませんが、九つの自主防災組織があって、6,475円しかかかっていないのは、コストがいいという見方がいいのか、それともまだまだやることはあるのだけれどもかけられないという見方なのか、その辺に関しては今後、私も調べていきたいと思います。

話は少し変わるのですけれども、消防団も非常勤特別職の地方公務員として位置づけられており、入団後の処遇

なども法令や条例で定められております。しかし、今ほど聞いておりました自主防災組織も、災害時における役割についてはそんなに大きな差はないのかというふうに思います。

消防団員が自主防災組織に参加すること、さらには、例えば組織育成推進要綱の中には会長、副会長、先ほど言われていた五つの役割の班に班長などを据えなければいけないというふうに定められているのですけれども、こういった役員を務めることは可能なのか、見解を伺います。

○（消防）中尾主幹

消防団は、自主防災組織の教育訓練における指導的な役割や自主防災組織と消防団との連絡調整を担うことが期待されているため、消防団員が自主防災組織に参加することは可能であり、災害時の消防団活動に支障を来さない範囲で役員を務めてもらうことも可能と考えております。

○面野委員

次の質問にちょうど今当てはまるどころだったのですけれども、災害時に支障を来さないように参加するということでしたが、なかなか難しい御答弁になるかと思うのですけれども、災害時に両方に籍を置いている場合、どちらの組織活動を優先することになりますか。

○（消防）中尾主幹

消防団員は、消防組織法第1条に規定される災害時対応策の消防任務規定の適用を受けることから、災害時は消防団として災害対応に当たる必要があるため、両方に籍を置いている方は、消防団員としての活動が優先されるものとなります。

しかしながら、大規模災害時における自主防災組織の活動支援に当たるなど、自主防災組織に関連した消防団の活動も想定されるところであります。

○面野委員

法律的には定まっているが、やはりその場の状況だったり、被災状況によって柔軟といいますか、そこに合った活動が必要だというふうに考えます。

それで、市内では、消防団が18組織されていますけれども、自主防災組織の活動カバー率の定義というのが、全世帯のうち組織の活動範囲にある世帯数とされております。この定義に照らし合わせると、消防団の活動カバー率というのはどのぐらいになりますか。

○（消防）中尾主幹

本市の消防団は本市の全世帯をカバーしておりますので、この定義に照らし合わせますと、活動カバー率は100%となります。

○面野委員

それでは、これまで自主防災組織に関して消防本部との協議を行ったことはありますか。

○（総務）災害対策室長

消防本部との協議の関係ですけれども、消防本部に対しましては、災害対策室から、本市の自主防災組織の結成状況などの情報提供、協議を含めたということになりますけれども、そういうのを行っております。

○面野委員

先ほどは町内会の延長というか、そういった位置づけであるというふうに伺ったのですけれども、やはり消防団の協力も必要ですし、あとは指導的立場、連絡調整的な立場で参加することは構わないということで、例えばなのですけれども、消防団の団長とこういったことの協議や要請を行っていく、または、分団長会議というものが消防団の中で開かれていますので、総連合町会の総会などで御案内するような格好で自主防災組織に対する御案内をするなど、協議は行っているものの、多分、今ほどお聞きしていると、なかなか具体的に消防団との連携というものが図られている活動、取組がないのかというふうにお見受けしました。ただ、消防団がなかなかそこまで手が回らな

いとか、御意見はたくさんあるかと思いますが、やはりそういった御意見、課題も踏まえながらどうやって連携していくかという、そういった協議、取組も進めていただきたいというふうに思いました。

町内会では高齢化が今、主な課題となっておりますけれども、やはり自主防災組織もそういった懸念があるというふうに先ほど主幹からお話もございました。そのような実態を含めて、自主防災組織の結成時には、地域の消防団との連携を図り、結成後に、より実践的な組織化を目指して取組を進めていただきたいというふうに私は考えております。もしこの点について何か御意見があればお聞かせをいただいて、私の質問は終わります。

○（総務）災害対策室長

ただいまの件ですけれども、団体等が自主防災組織を結成しようとするときには、やはり災害対策室としても、平時及び災害時に消防団の活動というのは欠かせないというふうには認識しております。今後とも消防本部と調整を図りながら消防団の役割や連携の重要性というのを継続して伝えてまいりたいと思います。

○高橋委員

◎訴訟の提起に関する費用について

それでは、私からは1点のみお聞きします。高島観光船事業に関しての訴訟に関連してです。

係争中の案件であるため、細かな部分までお答えいただくことは難しいと思いますが、本訴訟において争う事項についてお聞きいたします。

簡潔に申し上げますと、本市が原告となりまして、高島の観光船事業の不適切な許可に当たって、森井前市長に責任があるとして求償権の行使しているということ。責任が生じるのは、故意または重過失が認められるかどうか、細かく言えば、前市長が不適切な判断であることを知りながら許可を出すよう誘導した、あるいは、えんきよく的な指示をしたという事実があるかどうかなどです。

このように捉えていますけれども、御判断いかがでしょうか。

○（総務）浅井主幹

基本的には今、委員がおっしゃったとおりであります。前市長が、本件許可処分等が分区条例等に違反する不適正なものであることを十分認識しながら、港灣室の反対にもかかわらず強引にこれを推し進め、違法な許可等に導いたものと認識しております。

○高橋委員

令和4年第4回定例会では225万5,000円の補正予算が計上されていたものと認識しています。これは本市代理人としての弁護士費用、着手金が主であります。代理人の体制について御説明いただきたいということと、加えて、訴訟に当たる本市の職員の体制についてもどのようになっているのか、お示しいただけますか。

○（総務）浅井主幹

訴訟代理人につきましては、本市の顧問弁護士1人に依頼しております。

また、本訴訟の主な担当職員としましては、私と総務課行政係長の2名であります。

○高橋委員

では、許認可に関して作成された事故報告書を以前に資料で出していただいたことがありました。当初港灣室で作成したものには、前市長に対して港灣室から許可はふさわしくない旨を報告したと記載がありました。しかしながら、前市長の決裁を受けた最終版を見るとその箇所は削除されている。

平成28年5月17日に、前市長に対し港灣室で作成した資料も用いて、許可がふさわしくない旨の説明をしているというふうに推察されますが、前市長はそのような報告を受けていないと主張したということでありました。もちろん現時点では、そうおぼしきとか、推察されるというような言い方しかできません。そのようなことから、私どもは一連の事件に関しての事実を明らかにしたいと思っています。

ここで伺います。訴訟の中では既に退職していたり、異動で別の部署にいる職員などと前市長とのやり取りも重要になってくると考えますが、そのような方々からも意見の聴取などは行われたのでしょうか。

○（総務）浅井主幹

昨年6月に求償権を行使するに当たりまして、令和3年8月から、当時の関係職員等に対する事情聴取を行っておりますが、訴訟提起後においても訴訟遂行のため事情聴取を行っております。

○高橋委員

次に、国賠に基づいての求償権の行使、この際、求めた金額は6,553万1,865円であります。その内訳及び算出根拠などについて、本市としてどのように公表しているのか、説明をお願いします。

○（総務）浅井主幹

昨年6月に求償権を行使した際に報道発表し、市のホームページにも掲載しておりますけれども、6,553万1,865円の内訳としまして、判決で原告への支払いを命じられた損害賠償金5,578万8,060円と、平成30年4月27日から支払い済みまでの遅延損害金974万3,805円を示しております。

○高橋委員

決算特別委員会であることを踏まえて伺いますが、この予算執行の結果である訴えにおける結審の時期の見込みを伺います。それまでには何回程度の審理が行われるのでしょうか。

○（総務）浅井主幹

本年3月27日付で訴状を裁判所に提出した以降、これまで2回裁判が行われ、年内に3回目の期日が設定されておりますが、現時点では、結審の時期は見通せる状況にはなってございません。

○高橋委員

結びですが、首長に対しての国賠の求償に関して、国立市のマンション建設に当たっての訴訟が有名であります。これも控訴や上告により長い期間を要したことから、本市の訴訟に関しても、やはり結果が出るにはまだ時間がかかるのかというふうに感じています。その中で市民の関心も離れてしまうということも考えられますけれども、市政への影響、そして金額も大きいことから、風化をさせられることでもないのかと感じています。

今この場合は、令和4年度の決算特別委員会であることから、可否の判断においては、この訴訟の予算も含んでいるということを申し添えた上で、我々は訴訟の費用は適切であると判断するところであります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○松井委員

◎ロシアとの国際交流について

初めに、ロシアとの国際交流についてです。

ロシアのプーチン政権によるウクライナへの侵略が今も続き、ウクライナの人々の生活を思うと本当に心が痛みます。

ところで、令和4年第1回定例会の総務常任委員会で日本共産党、酒井隆裕議員が、在日ウクライナ大使館から届いた手紙について質問した件で、その後の小樽市の対応について伺いたいと思います。

在日ウクライナ大使館の公式ツイッターに、「ウクライナが卑劣なロシア侵略を受けるなか、ロシアの町との「姉

妹関係」を保ち続けるのは偽善のように思われます。当館が日本の都道府県及び市に対して、ロシアの地域及び市との姉妹関係の断絶を呼びかけました」というツイートが載ったすぐ後に、小樽市迫市長宛てに、在日ウクライナ大使館から手紙が届き、小樽市に対して二つの要望が書かれていました。

1点目は、世界的なウクライナ支援の運動に参加してほしいということ。そして2点目は、ナホトカ市との姉妹関係を解消してほしいというものでした。

質問ですが、この1点目の要望のウクライナ支援の運動について、市長は、何ができるかこれからしっかり考えていきたいと答弁されていますけれども、小樽市ではどういった運動が繰り広げられたのでしょうか。

○(総務) 山田主幹

令和4年3月13日に、市役所別館1階案内、駅前、塩谷、銭函の各サービスセンターの4か所に募金箱を設置し、現在も設置を継続しております。また、令和4年4月27日から同年5月25日まで、小樽商工会議所に募金箱を設置いたしました。これらの募金箱には、令和4年度末までに合計35万9,920円の募金がありました。

このほか、企業、団体などから令和4年度末までに180万4,650円の募金がありました。募金額は合計で216万4,570円で、ウクライナ人道危機救援金として日本赤十字社に寄附いたしました。

○松井委員

募金が取り組まれて赤十字に送られたということです。

では、2点目の要望、ナホトカ市との姉妹関係の解消についてですけれども、酒井議員より、許されないのはプーチン政権とそれに従うロシア軍であり、ロシア国内では戦争に反対する良識あるロシア人もいるとして、ロシア文化の否定やロシア人への不当な差別を助長しかねない安易な姉妹都市解消は行うべきではないということと同時に、小樽市議会は、ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略に抗議する決議を全会一致で採択していることや、小樽市はウクライナ国民にしっかり寄り添っていく立場である、そういうメッセージをウクライナ大使館に返信してはどうかという質問に対し、市長も、姉妹都市交流は市民レベルの交流であるので、安易に姉妹都市を解消することはできない、慎重に判断していきたいと答弁されています。

そこで、ナホトカ市との姉妹関係について、小樽市としての考えの再確認と、ウクライナ大使館には何か返信をされたのか、されたのであれば、その内容をお聞かせいただけますか。

○(総務) 山田主幹

令和4年3月に、駐日ウクライナ大使館から届いた手紙に対する返信につきましては、令和4年3月18日に、駐日ウクライナ特命全権大使宛てに、小樽市長から返信いたしました。

内容といたしましては、本市議会は、ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵攻を強く非難し、断固抗議する決議を全会一致で可決したこと、ウクライナ国民の支援のため本市において募金活動を行うことなどのメッセージを送付いたしました。

また、ナホトカ市との姉妹都市関係につきましては、両市の交流は市民レベルで培われてきたものであり、国家レベルの問題とは別に考えるべきであると捉えているため、現段階では変更の意向はないことなどを申し添えました。現在もその状況に変わりありません。

○松井委員

早速返信を書かれたということで、ナホトカ市との姉妹関係を続けるということで丁寧な返信をされたということを知り、安心いたしました。

念のためお聞きいたしますけれども、令和4年度は、ナホトカ市との姉妹都市としての関係、何か交流などあったのでしょうか。

○(総務) 山田主幹

令和4年度は、ロシアのウクライナ侵攻が続いており、ナホトカ市との交流は困難な状況であったため、交流実

績はございませんでした。

○松井委員

実際市民交流といっても難しい状況だと思います。

ところで、小樽港を利用したロシアとの貿易について伺いたいのですが、令和4年は令和2年、3年と比較して、車や水産品など、主なものはどのような影響があったのでしょうか。

○（産業港湾）港湾振興課長

小樽港を利用したロシアとの貿易につきまして、令和2年、令和3年と令和4年を比較した状況でございますが、輸出に関しましては、主な貨物は完成自動車となっております。輸出全体での取扱い貨物量につきましては、令和2年は7万4,421トンでございました。令和3年は、RORO船の定期航路が休止になったことから4万5,974トンと減少いたしました。令和4年につきましては、円安が進んだことや、ウクライナ侵攻により、ロシア国内におけるヨーロッパの車及び日本車の現地生産が停止となり、日本製中古車の需要が高まったことから、日本全国的に輸出が増加しておりまして、小樽港につきましても、輸出は全体的に9万1,942トンと増加しております。

また、輸入につきましては、主な貨物としては水産品や製造食品でありまして、輸入全体では、令和2年は5,860トン、令和3年は8,022トン、令和4年は1万994トンと増加しております。

○松井委員

小樽港とロシアとの貿易は減っているのだろうというふうに小樽市への影響を心配していましたが、令和4年でいうと、輸入、輸出は増えていたということで意外でした。

ただ、今後、プーチン大統領は日本との貿易を減らすということも言い出しています。また、中国との関係においても、今、海産物の輸入制限なども起きていますけれども、中国は日本にとって最大の輸入国であり、今後いろいろ貿易が減らされるということになると、小樽市への影響も計り知れません。

ロシアのプーチン政権がウクライナへの侵攻を始めて1年半以上がたちました。本当に一日も早くこの戦争が終わること、ウクライナの国民に平和な生活が戻ることを願うばかりですけれども、日本はロシアのウクライナ侵略を口実に大軍拡を進めています。緊張関係をむやみに高めることは、日本の貿易、小樽の貿易にとっても大きな打撃となります。

そして、軍事を拡大することは、周辺国もさらなる軍事の拡大へと向かう悪循環となり、日本が標的にされる可能性が高まることにもつながります。日本政府は大軍拡ではなく、平和の外交にこそ力を尽くすべきだと日本共産党は考えています。そして、小樽港が商業港としての本来の役割を果たせるよう求めていきたいと思います。

◎学校関係事業費について

次の質問に移ります。学校関係事業についてです。

その中で、学校施設設備の整備状況について伺います。

初めに、小・中学校の耐震化について、令和4年度に行われた耐震事業についてお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

令和4年度に実施した学校耐震化に関する事業につきましては、併置校として設置した忍路中央小学校、忍路中学校の校舎及び屋内運動場の耐震補強等工事及び桂岡小学校校舎及び屋内運動場の耐震化に向けた実施設計を行ったところでございます。

○松井委員

まだ耐震化されていない学校はあるのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

今年度、令和5年度に実施しております桂岡小学校の耐震補強等工事が完了することで、耐震化されていない学校はなくなる予定でございます。

○松井委員

令和5年度で全ての学校で完了するというので安心しました。

次に、トイレの改修事業について伺います。

令和2年度から令和4年度までに行われたトイレの洋式化改修事業についてお聞かせください。

○(教育)施設管理課長

令和2年度につきましては、長橋小学校、潮見台中学校を実施しております。令和3年度は、塩谷小学校、銭函小学校を実施してございます。令和4年度につきましては、併置校である忍路中央小学校と忍路中学校、朝里小学校を実施したところでございます。

○松井委員

令和2年度、3年度、4年度と大体2校ずつ行われているということです。

まだ改修が終わっていない学校は何校ありますか。

○(教育)施設管理課長

今年度、令和5年度実施中の3校を除きまして、残り7校でございます。

○松井委員

残り7校残っているということで、令和4年度までの状況をお聞きました。

私の周りでも、トイレの洋式化を進めてほしいという声を聞いていますし、小樽市学校施設長寿命化計画でも、トイレの洋式化及び床の乾式化が、全ての学校施設に標準的に備えるべきものとされていますので、洋式化を進めたいと思いますけれども、市としてどういうお考えか、お聞かせください。

○(教育)施設管理課長

和式便器になじみがなく、トイレの使用に対する不安や戸惑いといった声、配管などからの臭気対策として早期に改善してほしいといった児童・生徒及び保護者をはじめ、学校からの強い要望も多く、子供たちの健康に影響などを及ぼすことのないよう改善を図る必要があるため、洋式化を進めているところでございます。

○松井委員

では、床の乾式化というものはどういったものなのか、説明をお願いします。

○(教育)施設管理課長

これまでのトイレにつきましては、タイル式での床になってございます。タイル式の床の場合は、目地への隙間に尿石等の染み込みなどが原因で臭気が発生する、そのためタイル式から長尺ビニル床シートに移行することで、乾燥させることで菌の増殖を防ぎ、乾燥が保たれ、清潔な空間づくりに効果的であるため、そういう工事手法にしているところでございます。

○松井委員

臭気のことですとか、先ほどの質問でも、早期にという願いがあるというふうにお聞きしています。これまでの議会でも、できるだけ早期の整備を進めるというふうにもお聞きしていますけれども、実際は令和2年度、令和3年度、令和4年度は、年に2校程度の洋式化にとどまっている状況です。

なぜ2校しか進まないのか、改修工事の内容はどのようなものなのか、お聞かせください。

○(教育)施設管理課長

トイレ改修の内容につきましては、便器の洋式化とともに、内装、壁、床、天井、あと建具、一つのブースの拡張ですとか、配管の交換を実施してございます。このような全面改修する学校につきましては大がかりな工事事業費も大きくなることから、工事音等の関係から、長期休業期間を含めた工事が必要となるため、対応できる業者の絶対数が足りないことなどから、単年度で改修できる学校数が限られているところでございます。

○松井委員

全面改修をするとなると、長期休みにしなければいけないという期間的なものがあるというのも分かりました。

ただ、やはり学校は子供たちが多くの時間を過ごす場です。臭いも含め、和式になじめない子供も実際に増えていますし、いろいろな意味で子供にとってトイレが安心できる場所であるということが大事なことでと思っています。

設備の関係は、暑さ対策といういろいろな課題も今出てきておりますけれども、いろいろ優先順位を考えながら設備を進めるということにもなるという状況も理解できますけれども、まだ残っている学校のトイレの洋式化についても、計画を持った早期の実施を要望いたしまして、次の質問に移ります。

学校設備品等の事業費について伺います。

机・椅子更新事業費約1,232万円とオンライン学習機能強化事業費約398万円が、いずれも令和4年度の新規の事業として決算説明書にありましたけれども、これは令和2年度に1人1台端末の導入がされた関係なのですか、どういうものか、説明をお願いいたします。

○（教育）施設管理課長

まず教科書サイズがB版からA版に変更となりまして、さらに、1人1台端末が加わることで、児童・生徒の机の上が狭くなるということ。あと、ささくれの懸念がある木製の座版の椅子について、財政状況も検討しながら計画的に更新したいというふうに考えてございます。その中で、令和4年度につきましては、小学校1、2年生及び小・中学校の特別支援学級の机を整備したところでございます。

また、オンライン学習機能強化事業費につきましては、特に学校から1人1台端末活用に向けまして要望が上がっているものとして、端末を入れるソフトケースとマイクつきイヤホンを整備したところでございます。

○松井委員

机・椅子に関しては小学校1、2年生で、あと特別学級ということを伺いました。あとは、1人1台端末のソフトケースということなのですね。

同じく、令和4年度新規の事業で、学校図書支援対策事業費100万円がありますけれども、これはどういったものなのか説明をお願いします。

○（教育）図書館副館長

本事業は、希望する学校に図書の巡回貸出しをする貸出し文庫となっております。子供たちに読書習慣の定着を図り、生活リズムを改善するために、親近感の湧くテーマで手軽に手に取りやすい図書、それから、イラストや図を多用した理解しやすい内容の図書でこちらの文庫は構成されております。

○松井委員

貸出し文庫ということで、これは新規事業となっておりますけれども、今までになかったものなのですか。

○（教育）図書館副館長

まず同市の事業にスクールライブラリー便がございます。こちらも同様に図書館が拠点となって配布する文庫でございますけれども、こちらの内容につきましては、読書支援や授業支援向けにコーナーを織り交ぜて、そういった形で平均的な内容で構成されておりますので、先ほどの学校図書支援対策事業につきましては、まずは図書に親しんでもらいたい、図書というのは楽しいものというふうに分かっていたきたいところから、選書の内容につきまして変えて、親しみやすい本で構成するという意味合いになっております。

○松井委員

内容を変えてということですね。

次に、小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。

令和4年度の決算説明書にある小・中学校感染症対策等支援事業費約1,417万円の中身についてお示してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

本事業は国の補助事業でありまして、感染症流行下における学校教育活動体制の整備を目的として、校長が各学校で必要とする物品等を整備する事業であります。

整備した物品は、消耗品としてアルコール消毒液、除菌クリーナー等の衛生関連用品など、また、備品として空気清浄機、二酸化炭素測定器等の換気関連用品などを購入したところであります。

○松井委員

アルコール消毒液や備品などを購入したということです。

令和4年度に学校現場で行っていた感染対策はどのようなことがあったのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

令和4年度に実施した取組ですが、各学校では感染防止を図るために、児童・生徒への手洗い等の手指衛生、マスクの取扱いや給食時の黙食の指導をするとともに、毎日、児童・生徒が登校した際に健康観察シートのチェック、校内環境の整備として換気の徹底、スクールサポートスタッフを含めてドアノブや机、水道の蛇口などの消毒、学校で陽性者が出た場合の濃厚接触者のリストアップ、また、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対するICTの活用等による学習指導等を行ったところであります。

○松井委員

すごいですね、手洗い、黙食指導、健康観察シートのチェックとか、教員もいろいろな消毒作業したりという感染症対策の作業をする時間が本当に増えたと思います。また、多くの児童・生徒を見ているので、密にならないように、感染させないように、そういうことで精神的にも気を遣ったことだと思います。

次に、少人数学級編制についてお聞きます。

国と北海道は、令和4年度にかけて段階的に、小学校全学年の35人以下学級の少人数学級を実施するとしています。令和4年度を含め、小樽市の少人数学級の状況はどうなっていますでしょうか。

○（教育）教育総務課長

少人数学級、いわゆる35人学級の令和4年度の小樽市の状況でございますけれども、国では小学校3年生まで、北海道の独自事業としまして小学校4年生を実施しております。

また、小学校5年生は2学級ある学年につきましては35人学級の適用はありませんけれども、1学級しかない学年につきましては35人学級の適用があるというような状況でございます。

○松井委員

それでは、中学校での少人数学級はどうなっていますか。

○（教育）教育総務課長

国の制度としましては、中学校では35人学級の制度はございません。ただ、北海道の制度として、中学校1年生にのみ2学級を3学級にする場合に35人学級を適用しております。

国におきましては、小学校の全学年での35人学級が令和7年度まで段階的に進められますので、その結果を見て、中学校をどうするかというふうに判断するというふうに認識しております。

○松井委員

今、小学校、中学校をお聞きしましたが、では、小樽市としては北海道の基準に従っているということでしょうか。

○（教育）教育総務課長

そのとおりでございます。

○松井委員

次は、教員の働き方についてお聞きます。

第2期小樽市立学校における働き方改革行動計画というのがありますけれども、その目標はどういうものでしょうか。

○(教育)教育総務課長

働き方改革行動計画の目標としましては、教育職員、いわゆる北海道が給与を負担している職員についてでございますけれども、在校等時間から所定の勤務時間を引いた時間外在校等時間の上限時間として、いわゆる我々につきましては時間外労働ということになりますけれども、こちらの時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする目標を掲げております。

○松井委員

1か月で45時間、1年間で360時間以内ということで、令和4年度の達成状況はどうだったのでしょうか。

○(教育)教育総務課長

令和4年度におきまして、いわゆる時間外労働が1か月で45時間を超える月が1度でもあった教員の割合ですが、43.9%となっております。我々の目標としましてはゼロ%ですので、達成まではさらなる努力が必要だと認識しております。

○松井委員

43.9%いたということです。

次に、小・中学校それぞれの教員数について、令和2年度から令和4年度までの3年間でお願いします。

○(教育)教育総務課長

令和2年度から4年度の教員数につきましては、小学校につきましては、令和2年度が小学校321名、中学校206名、計527名。令和3年度でございますけれども、小学校が320名、中学校が213名の計533名。令和4年度につきましては小学校316名、中学校203名の計519名となっております。

○松井委員

3年間ほとんど変わらない数字になっているかと思います。

教職員の健康管理のために、令和4年度はどのようなことが行われていますでしょうか。

○(教育)教育総務課長

市としましては、令和4年度に限りませんが、学校職員の定期健康診断を実施しております。項目としましては、身長、体重などの基本検査、エックス線検査、血液検査、心電図検査、ストレスチェックを行っております。

○松井委員

健康診断が行われているとお聞きしましたがけれども、教員は多忙と言われる中、健康診断を受ける時間が確保されているのか、義務づけられているのか、受診を確認する体制になっているのかとその辺が少し気になるのですけれども、その状況についてお聞かせください。

○(教育)教育総務課長

令和4年度の学校職員定期健康診断の実績で申しますと、事務職員を含んだ数字となりますけれども、基本検査につきましては8割の職員が受診しており、受診していない教職員についても、人間ドックを受診しているという状況でございます。

また、ストレスチェックは、ほぼ100%の職員が受けておりますので、多忙による理由で受けられないという状況ではないというふうに認識しております。

また、健康診断の実施の義務づけということですが、学校保健安全法第15条において、学校の設置者は、毎学年定期的に学校の職員の健康診断を行わなければならないと法律で規定されておりますので、学校の設置者である市が、健康診断の実施義務があるというふうに認識しております。

○松井委員

健康診断は義務づけられている、当然、受診する時間も確保されている状況があるということを確認できました。

以前から、多忙や時間外労働を指摘されていた学校の教員ですけれども、さらに新型コロナウイルス感染症で感染症対策を強いられました。学校現場は新型コロナウイルス感染症を経験して、いかに1クラスの児童・生徒の人数が多過ぎるのかということを実感しました。子供一人一人を見ることができる、そういう教育を望む親や教師の長年の願いに押されて、2021年4月から、文部科学省のホームページで確認しましたら40年ぶりということで、段階的35人学級が実現しました。少人数学級になった学校のアンケートには、きめ細かい指導が可能になった、学級が落ち着くようになった、児童一人一人に目が届きやすくなったと教師が答えているということです。

しかし、1クラス20人から30人が当たり前になっている欧米諸国に対し、日本では、小学校35人学級、中学校、高校は40人学級、まだまだ多い状況です。子供が減っているから教員を減らすというようなことはあってはならないですし、少人数学級にすることこそ働き方改革になるということを申し上げまして、私からの質問は終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○中鉢委員

◎市職員の労働環境について

まず私からは、事務執行状況説明書で、市職員の雇用環境並びに労働環境について、幾つか質問させていただきたいと思います。

正規職員の皆さんの休暇の消化率についてお聞きします。

小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を見ますと、休暇の種類が挙げられているのですが、まず年次有給休暇についてお聞きします。

多くの職員の皆さんの年次有給は年間20日間となっておりますが、令和4年度の消化率は何の程度であるのか、ここ最近の推移も含めてお聞かせください。

○（総務）職員課長

年次有給休暇の消化率ということでございまして、今お話のあったとおり、年次有給休暇というのは1年度で20日間付与されます。

ただ、使用しなかった日数というのがありましたら、それを翌年度に繰り越すということが可能ですので、実際は繰越分を含めた部分の消化率ということでお答えさせていただきたいのですが、それで申し上げますと、令和4年度の年次有給休暇の消化率が34.6%となっております。

これまでの推移ということで、過去3年分お答えさせていただきますと、令和元年度が消化率30.7%、令和2年度が31.3%、令和3年度が31.8%というふうになっておりまして、僅かずつですけれども、年々上がってきているというような状況になっております。

○中鉢委員

本当に少しずつですけれども、有給の消化率が上がっているというのはいいことかというふうに思います。

次に、今度は介護休暇についてお聞きしたいと思います。昨年度、介護休暇を消化している職員数をお聞かせください。

また、こちらも最近の推移を含めてお聞かせいただきたいと思います。

○(総務)職員課長

介護休暇の取得の状況ということで、これも最近の推移を含めてということでございますので、令和元年度以降、直近までということでお答えさせていただきます。

まず令和元年度取得した職員数はゼロでした。令和2年度が4名、令和3年度も同じく4名、令和4年度については再びゼロというふうになってございます。

○中鉢委員

聞くとところによりますと、介護休暇というのは有休と違ってお休みになると、その分、手当というか給料が出ないということなので、そうなのかもしれませんけれども、恐らく今高齢化する中で、介護を経験されておられる職員というのも相当数いらっしゃるのかというふうに思いますので、この辺りも取得しやすい環境をつくっていただければというふうに思います。

次に、育児休業についてお聞きします。

今、何か産後パパ育休とかという言葉があって、女性もそうなのですが、男性の取得率というのが注目されております。2025年までに50%というような数字も目標数値としてあったかと思うのですが、高まってほしいと願うところではありますが、男女別で育児休業の取得率を同じく、近年の推移も含めてお願いしたいと思います。

○(総務)職員課長

男女別の育児休業取得率、最近の推移を含めてということでございましたけれども、こちらも令和元年度以降の状況ということでお答えさせていただきますが、まず女性職員につきましては、取得率が令和元年度が100%、令和2年度も100%、令和3年度が95.5%、令和4年度がまた100%というふうになってございます。

男性職員の取得率についてですけれども、令和元年度が18.2%、令和2年度が8.3%、令和3年度が14.7%、令和4年度は28.2%というふうになってございます。

○中鉢委員

育児休業については公表の義務化もされるというふうに聞いております。この辺り育児休業に関しましては、ぜひとも国の施策ではございますが、先んじて小樽市の中で市役所が率先して男性も取れるような環境を整備していただきたいと思いますし、年次有給もそうなのですが、恐らく管理職の皆様が率先して消化していただくことが一般の職員にとってもプラスになるのかというふうに思います。

続きまして、今度は障害者の雇用についてお聞きしたいと思います。

本年5月1日から障害者の雇用の促進等に関する法律及び身体障害者補助犬法施行令が一部改正されます。これによると、地方公共団体においては、障害者の雇用率が2.6%から3.0%で、教育委員会に関しましては2.5%から2.9%になります。令和4年度の時点で2.6%、教育委員会においては2.5%に達しているのか、部局ごとになるかと思いますが、障害者の雇用率をお聞かせください。

○(総務)職員課長

部局ごとの障害者雇用率ということでございましたけれども、毎年雇用状況というのを6月1日現在ということで厚生労働大臣に通報というか報告することになっておりますので、直近ですと、令和4年6月1日現在の雇用率ということでお答えさせていただきたいのですけれども、こちらで申し上げますと、まず教育委員会の雇用率が2.36%、市長部局の雇用率が2.88%、病院局が1.99%、水道局が7.19%というふうになってございまして、部局によっては雇用率を少し下回っているというような状況がございます。

消防職員につきましては、障害者雇用率の算定上、除外対象となっておりますので、消防の雇用率は算定しておりません。

今、委員からお話がありましたとおり、法定雇用率というのは今後、段階的に上がっていきまして、先ほどお話

にあったように教育委員会だと2.9%ですとか、ほかは3.0%というふうになっていきますので、そのことも踏まえまして、引き続き雇用率の達成ということには努めてまいりたいと考えてございます。

○中鉢委員

ぜひとも努めていただきたいと思います。ただ、一部、水道局では高い雇用率もあるということで理解できました。

次に、会計年度任用職員についてです。令和2年度より会計年度任用職員制度が始まっておりますが、令和4年度の時点での会計年度任用職員数は何名なのでしょう。

また、以前ですと、ほかの自治体とかですと、臨時職員とかというような言葉で合計何か月とか、何か月勤めると何か月休まなければいけないとかというようなルールもあったことを記憶しているのですが、現状そのようなルールがあるのか、2点お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

令和4年度の会計年度任用職員数ということでございまして、令和4年4月1日現在の職員数ということでお答えさせていただきたいのですが、フルタイムの会計年度任用職員が129名、パートタイムの会計年度任用職員が699名、両方合わせますと828名というふうになってございます。

それから、任用に関するルールということのお話ございましたけれども、これは本市におきましても、かつて臨時職員を任用していたという頃につきましては、いわゆる地方公務員法の規定上の制限というのがいろいろございまして、原則12か月までといったような形のルールを本市でも設けてはおりました。

会計年度任用職員制度になりまして、任用が各年度ごと、会計年度ごとになるというようなこと以外に、法的な制限というのは今はないのですが、令和2年度の制度導入に当たりまして、その時点で国から期間業務職員という名前の国の非常勤職員がいるのですが、同一人物をいわゆる公募によらないで更新というか、そういう形で再度任用するのは2回までとしているのだということが例示されておまして、例示を踏まえまして、本市におきましても、令和2年度の制度導入当初においては、公募によらない再度の任用は2回までにすることと考えておりました。

ただ、それをする、かなりの人数が2回、3年たった時点で一斉に公募対象になるということで、いろいろデメリットもあるということがありましたので、その部分を見直すことにいたしまして、人事評価を会計年度任用職員も行っておりますけれども、人事評価の結果として、勤務状況が良好だというふうに認められる会計年度任用職員であれば、2回を超えても公募によらず再び本人が希望すれば再度任用できるということで、運用を見直したところでございます。

○中鉢委員

想定しているよりもかなり多くの方が会計年度任用職員でいるというふうに思いましたし、これは小樽市内の雇用の大きなところを小樽市役所が担っているのかというふうに思うところでございます。

別館1階のマイナンバーのコーナーなども、マイナポイントの付与が今月いっぱいということで、そうすると、マイナポイントの方々とか、マイナンバーカードの方というのは、会計年度任用職員も結構いらっしゃるのかというふうに思うのですが、会計年度任用職員の側に立ってみると、一定期間しっかりと仕事ができるというのが大きなメリットとしてあるのかと思うのですが、職員の多くは年度ごとで採用されて、次の年度どうなるのだろうかとかという不安も抱えておられる方もいらっしゃるのかというふうに思います。

令和4年度の数字は頂きましたけれども、この制度ができた令和2年度以降、大きな増減があったりするのかなのか、その辺りが分かればお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

令和2年度以降、制度ができてから職員数がどういうふうに動いているかというお尋ねというふうに思っており

まして、実際、令和2年、3年の4月時点の職員数ということでお答えさせていただきたいと思うのですが、まず令和2年4月1日時点の職員数が、フルタイムの会計年度任用職員が124名、パートタイムの会計年度任用職員が675名、両方合わせますと799名おりました。

次に、令和3年4月1日時点が、フルタイムの会計年度任用職員が126名、パートタイムの会計年度任用職員が706名、合計で832名というふうになっておりまして、若干増減はありますけれども、そんなに大きくは変わっていないというような状況でございます。

○中鉢委員

つまりは、しっかり仕事を消化できていれば引き続き仕事ができるのかということで、会計年度任用職員の方も安心するのかというように思います。

◎非常用食料の備蓄について

続きまして、同じく事務執行状況説明書より質問いたしますが、避難所の備蓄品の配備、更新関係についてでございます。

非常用食料の中にアルファ化米、パン、液体ミルクとありますが、これはもちろん毎年更新しているとはいえ、少ないというような印象を持ちました。市としてどれだけの備蓄の非常食が必要と考え、その更新をしているのでしょうか。備蓄の計画、更新の計画などあれば、それをお示しください。

○（総務）災害対策室北出主幹

本市の備蓄更新計画は、事務要領として令和4年度から作成し、随時更新していますが、非常食につきましては、被災から3日目の流通備蓄が期待できるまでの間、想定避難者約5,800人分として1日2食、2日分として消費する数量を目標に備蓄しております。

非常食料品としましては、4種類備蓄しておりまして、アルファ化米、レトルト米、クラッカー、パンで合計約2万4,000食を備蓄しており、そのうち令和4年度は、アルファ化米2,600食、パン432食の更新を行いました。

○中鉢委員

想定避難者数5,800人という数字だったのでしょうか。その数字というのが何か私は一見少ないのかというようにも思いましたが、ひとまず5,800人の2日分の備蓄の食料はあるということで、この辺りについては決算特別委員会にそぐわない部分もあるかもしれませんが、今後、また違うところで質問等させていただきたいと思います。

非常の備蓄食料なのですが、もちろん更新していくと賞味期限切れのものというのが相当数発生するというふうに思います。疑問なのですが、更新されて賞味期限に達したアルファ化米であるとか、パンであるとか、液体ミルク、そのようなものについてはどのようにその後、使用しておられるのか、それについてお聞かせください。

○（総務）災害対策室北出主幹

賞味期限を過ぎた非常食につきましては、賞味期限が過ぎる前に、小・中学校の防災教育の一環として、非常食の試食を体験してもらったり、町内会防災訓練の実施時などに非常食を配布するなどして活用しております。

○中鉢委員

まさか廃棄されていないかと思ったのですが、有効に活用していただいていると思いますし、防災意識の向上であるとか、啓発であるとか、そういうような観点からもふさわしいのかと思います。あとは近年のフードロスという観点からも、そのように使っていただくのはいいのかというふうに思います。最近の非常用食料はかなりおいしいみたいで、小学生、中学生だけでなく私も少し食べてみたいと思う部分もありますが、分かりました。

備蓄の品目の中のパンの部分なのですが、市内の障害者就労支援施設で備蓄用のパンを製造している施設がございます。障害者優先調達推進法という法律で、そういうところから優先して物品等を調達するようという法律が一応あるわけですが、今、小樽市が購入している非常用のパンは、小樽市内で製造されたものを購入されているのか否かという部分をお答えいただきたいと思います。

○(総務)災害対策室北出主幹

非常用のパンにつきましては、令和4年度からクラッカーの一部をパンに入れ替えることを行っておりまして、市内にある社会福祉法人から物品の調達を行っております。

○中鉢委員

小樽市内で完結できるのはすばらしいことだと思います。

◎入札について

続きまして、入札について質問させていただきたいと思います。

小樽市での入札において、低入札価格調査制度もしくは最低制限価格制度、どちらを用いて入札を行っているのでしょうか。もしくは入札に応じて併用なり、どちらかを使っているという状況なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○(財政)契約管財課長

本市で実施している入札についてお答えします。

まず建設工事については、設計金額3,000万円以上の場合には低入札価格調査制度を適用し、3,000万円未満の場合には最低制限価格制度を適用しております。

なお、建設工事以外の業務委託や物品購入などについては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度は適用しておりません。

○中鉢委員

あと、不調になった入札というのがあるのかどうか、新型コロナウイルス感染症によって小樽市の産業構造もかなり変わって、また、それに伴う人手不足であるとか、物価高騰、資材高騰などいろいろな要素があって、令和4年度、まず不調になった入札があればその数、また、コロナ禍前と比較するのがいいのかというふうに思いまして、平成30年度以降の数字で不調になった入札の数と、併せて落札率があれば、その変化等もあればお聞かせいただきたいと思います。

○(財政)契約管財課長

平成30年度から令和4年度までの入札不調件数及び落札率についてですが、まず契約管財課で執行した建設工事の入札についてお答えします。

平成30年度は入札不調件数が5件、落札率は92.31%。令和元年度は入札不調件数が2件、落札率は92.75%。令和2年度は入札不調件数がゼロ件、落札率は93.60%。令和3年度は入札不調件数がゼロ件、落札率は93.07%。令和4年度は入札不調件数が8件、落札率は94.56%となっております。

次に、契約管財課で執行した業務委託及び物品購入の入札についてですが、落札率のデータが把握できておりませんので、大変申し訳ありませんが、入札不調件数についてのみお答えさせていただきます。平成30年度から令和4年度まで、いずれも入札不調件数はゼロ件となっております。

○中鉢委員

不調の件数が令和4年度、一気に8件というのは多いのか、また、おおむね落札率がかなり高まっているということは、これも経済状況を反映しているのかというように思います。こういう予定価格とかの作成については、予算決算及び会計令というような法律の中で、実勢価格であるとか、また工事費等であれば履行の期間とか、取引の実勢価格等で予定価格を決めるような形になっております。

今、小樽市内の経済状況であるとか、その辺りも十分加味していただいて行っていただきたいというのと、あと、先ほどの雇用の部分もありますけれども、小樽市の雇用であるとか、経済に対する役割というのは大変大きいものがあるというように思いますので、その辺りに鑑みてといいますか、念頭に置いていただきたいというように思います。

◎公有財産について

次に、これは私の疑問に近いところだったのですが、公有財産について質問させていただきたいと思います。

財産内訳表を見ておりますと、有価証券と出資による権利の部分で、小樽市と接点が想像できない事業者の名前があったのでお聞きしたいのですが、北海道曹達株式会社の株式、北海道放送株式会社、苫小牧広域森林組合の出資金が公有財産にある経緯についてお聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

まず私から、北海道曹達株式会社の株式と北海道放送株式会社の出資金についてお答えいたします。

どちらも大変古い話ですので、当時の経緯というものが明確に残されたものがないのですが、まず北海道曹達株式会社につきましては、北海道の公表資料によりますと、昭和24年に北海道の主要産業であります紙・パルプなどに必要不可欠な苛性ソーダ、塩素の安定供給や、道内市町村の上水道の滅菌用塩素等をはじめとする基礎化学薬品の提供を目的に、道策会社として設立されたものとされております。

本市は昭和25年に出資しておりますが、塩素や苛性ソーダなどの道内製造による安定供給を目的として出資したものではないかと推測されます。

北海道放送株式会社につきましては、昭和26年に道内初の民間放送会社として発足するに当たりまして、同社の公益性と市民文化の向上を目的として出資したものと推測されます。いずれも北海道内の多くの市町村が出資しているものでございます。

○（産業港湾）宮田主幹

私からは、苫小牧広域森林組合の出資の件についてお答えいたします。

こちらは、昭和42年に、当時小樽市民から穂別町富内の山林650平方メートルと有価証券、当時の穂別町森林組合の出資金の寄附申込みがありました。翌43年に寄附を受領しておりまして、それ以来、現在まで至っているところであります。

なお、平成19年の町村合併に伴いまして、寄附された森林は現在、むかわ町穂別富内となっております、森林組合も苫小牧広域森林組合と名称が変更してございます。

○中鉢委員

また、その株式や出資金を保持している何かメリットというのは果たしてあるのでしょうか。分かればお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）商業労政課長

いずれの株式、出資金も、毎年安定的に配当金が入ってきておりますので、そちらは一応メリットというふうには考えているところです。

○中鉢委員

◎女性復職支援について

続きまして、経営力強化支援事業の中の女性の復職支援について質問いたします。

令和4年度の新規事業ということですが、予算額と決算額をお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

事業の予算としましては、経営力強化支援事業費400万円のうち50万円が予算額であり、決算額としては49万5,000円となっております。

○中鉢委員

この事業に登録している企業数をお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

登録していただける企業としては、女性の復職について制度化している企業が条件となっております、現在10

社となっております。

○中鉢委員

この事業は専用のホームページで紹介されているのを確認いたしました。

また、SNS、フェイスブックやインスタグラム、エックスでも発信されているわけですが、ホームページの閲覧者数、各SNSのフォロワー数が分かればお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

ホームページの閲覧者数につきましては昨年6月1日に開設しておりまして、本年3月31日までトップページで210件となっております。

また、SNSの状況につきましては、同じく昨年6月から3月末で、フェイスブックのフォロワー数が5件、リーチ数が3,433件、インスタグラムのフォロワー数が35件、リーチ数が3,834件、旧ツイッター、いわゆるエックスのフォロワー数が5件、プロフィールへのアクセス数が2万56件となっております。

○中鉢委員

こちらの事業での実績というのは把握されておりますでしょうか、分かればお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

こちらの事業につきましては、まず目的の部分で、女性の子育て後の復職に理解があるといった企業のイメージアップ等により、女性に選ばれる企業として、女性の復職ですとか、新規採用ですとか、そういった人材確保につながることを目的としております。

実績の一つとして考えておりますのは、先ほど御答弁いたしましたホームページに掲載した企業10社につきましては、これまで女性の復職について制度化していなかったけれども、今回の事業により、復職の社内規定を新たに整備して登録していただいたということがありましたので、そういった企業が新たに増えたことがまず実績の一つと言えると考えております。

しかしながら、こちらの事業が目指すところは、掲載企業の女性の復職ですとか、女性の新規採用など人材確保につながることでありますので、そうした実績について確認はしておりませんので、今後、確認してまいりたいと考えております。

○中鉢委員

新規事業ということで道半ばというか、スタートしたばかりの事業ですので、現時点での評価というのはなかなか難しいのかと思うのですが、出産や育児で仕事から離れた方や、先ほど来、昨日もそうですけれども、この決算特別委員会の中でも移住の問題とかというのが結構取り上げられておりますけれども、Uターンであるとか、Iターンであるとか、そのような部分でも貢献できる事業だと思いますし、新たに仕事を探すに当たって、女性に優しい事業者を探すことができると思いますし、またSNSも用いて進められておりますので、全ては女性と事業者の知名度、認知度のアップというのが重要になってくるのかと思います。事業者と女性求職者とのよいマッチングの場になるように思いますので、令和4年度はまだそのような形でありますが、令和5年度以降に期待したいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。